

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等												
鹿児島市	住宅	市営住宅入居者募集	<p>★ 市営住宅の新築住宅や空き家住宅について、年4回(6月、9月、12月、3月)入居者募集を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集月の1日から、募集案内書を市ホームページに掲載します。 ・鹿児島市外の方も申込み可能です(受付は各会場のみ)。 ・一般住宅の他、子育て世帯を対象とした住宅や、地域活性化を目的とした住宅もあります。 <p>1 入居者資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持ち家及び貸家を所有していない方。 ・現在住宅に困っていることが明らかな方。 ・現に同居し、又は同居しようとする親族がある方。(単身者向け住宅を除く) ※単身者の場合、60歳以上や障害者であることなどの条件があります。 ・申込者及び同居親族の合計所得額が収入基準内であること。 <p>2 収入基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅 月収額 158,000円以下 ・公営住宅(裁量階層) 月収額 214,000円以下 ・改良・更新住宅 月収額 114,000円以下 ・改良更新住宅(裁量階層) 月収額 139,000円以下 ※裁量階層とは、小学生以下の子どもがいる世帯や障害者のいる世帯など。 <p>3 特定目的住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者世帯向け住宅、子育て世帯向け住宅、既存集落活性化住宅、地域活性化住宅など、条件を満たした方だけが申込みできる住宅もあります。 												
鹿児島市	住宅	安全安心住宅ストック支援事業	<p>★ 住宅の耐震改修やリフォームなどに助成します。</p> <p>空家活用のためのリフォームや、鹿児島県外からの移住者が行うリフォームに対しては、補助の上乗せがあります。</p> <p>【補助①】平成29年5月15日(月)から受付(先着順)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象 昭和56年5月31日以前に建築された戸建住宅 ○補助率(限度額) <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断 2/3(10万円) ・耐震改修 1/2(100万円) ・耐震改修等とあわせて行うリフォーム 条件により20%~40%(20万円~40万円) <p>【補助②】平成29年7月3日(月)~7月7日(金)受付(抽選)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象 耐震性のある住宅(昭和56年6月1日以降着工など)で高校生以下の子どもや、高齢者などが居住しているもの ○補助率(限度額) <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム 20%(20万円) <p>【補助の上乗せ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○以下に該当する場合は、優先受付の上、補助率(限度額)をそれぞれ10%(10万円)上乗せ <ul style="list-style-type: none"> (a) 空家活用型(築10年以上かつ空家期間1年以上の住宅のリフォーム) (b) 移住型(県外からの移住者が住宅取得後に行うリフォーム) ※リフォーム後に申請者が住むことが条件です。 												
鹿児島市	住宅	市有地の売却	<p>★ 鹿児島市が所有している宅地等を売却中です。</p> <p>物件の所在地などの詳細につきましては、鹿児島市ホームページをご覧ください。</p> <p>鹿児島市ホームページ→「市政情報」→「市有地売却・未利用地情報」</p>												
鹿児島市	住宅	定期借地権設定による市有地貸付事業	<p>★ 鹿児島市が所有している宅地の一部について、定期借地権設定による貸付をしております。</p> <p>定期借地権制度は、鹿児島市が所有している土地を借りて住宅建築を行うものですので、土地を購入する必要がないことから、住宅取得時の初期費用が少なく、家の建築費用と土地の賃借料のみで家を所有することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象地域 星ヶ峯五丁目、西別府町 2. 貸付期間 52年間 3. 経費等 毎月の賃料のほかに、保証金及び敷金が必要 <p>※定期借地契約満了時に建物を解体して土地を返還する必要があります。</p>												
鹿児島市	住宅	浄化槽設置補助制度	<p>★ 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、既存の単独処理浄化槽又は汲取り便槽から合併処理浄化槽へ設置換えする際に、その費用の一部を補助します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象の地域 公共下水道事業計画区域以外の地域 2 対象の建物 既存の住宅、既存の併設住宅(住宅部分の処理対象人員が1/2以上であること)等 ※新築(建替えを含む)の建物は補助対象外です。 3 補助金の額 <table border="1"> <tr><td>5人槽</td><td>532,000円</td></tr> <tr><td>6~7人槽</td><td>614,000円</td></tr> <tr><td>8~10人槽</td><td>748,000円</td></tr> <tr><td>11~20人槽</td><td>827,000円</td></tr> <tr><td>21~30人槽</td><td>1,181,000円</td></tr> <tr><td>31~50人槽</td><td>1,558,000円</td></tr> </table> <p>※上記の金額は、既存の単独処理浄化槽又は汲取り便槽からの設置換えに対する上乗せ補助(200,000円)を含む金額です。</p>	5人槽	532,000円	6~7人槽	614,000円	8~10人槽	748,000円	11~20人槽	827,000円	21~30人槽	1,181,000円	31~50人槽	1,558,000円
5人槽	532,000円														
6~7人槽	614,000円														
8~10人槽	748,000円														
11~20人槽	827,000円														
21~30人槽	1,181,000円														
31~50人槽	1,558,000円														

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等						
鹿屋市	住宅	空き家バンク制度(関連補助制度)	<p>★ 鹿屋市空き家バンクにより、市外からの移住希望者に対して空き家情報を提供します。また、空き家バンクに登録された物件を改修する場合などに、その費用を助成します。</p> <p>①家具等処分支援補助 ・空き家バンクへの物件登録推進を図るため、登録にあたっての障害となる空き家内の家財道具等の処理費用について助成します。 (補助率3分の2 補助限度額5万円)</p> <p>②改修費補助 ・空き家バンク登録物件について、賃貸借契約が成立し当該物件を改修する場合、改修費用について助成します。 (補助率2分の1 補助限度額50万円)</p> <p>③引っ越し費用補助 ・県外からの移住者が、空き家バンク登録物件を購入又は賃借し、入居する場合、引っ越し費用について助成します。 (補助率2分の1 補助限度額5万円)</p>						
鹿屋市	住宅	かのや暮らし就業活動等助成金	<p>★ 鹿屋市への移住を目的として住居又は仕事を探す活動等を行う方に対して、助成金を交付します。</p> <p>○対象者基準 ・鹿屋市が指定する居住体験住宅に滞在し、本市への移住を目的として以下の活動を行う方 ①市内で住居又は仕事を探す活動 ②市内の地域情報を収集する活動</p> <p>○助成額等 ・居住体験住宅利用料→1人当たり1泊1,000円とし、10泊分を限度とする。 ・レンタカー賃借料→賃借料の2分の1以内とし、25,000円を限度とする。</p>						
鹿屋市	住宅	西原地区定住促進住宅用地分譲事業	<p>★ 鹿屋市吾平地域の振興と活性化を図るため、市有地(吾平町西原地区の宅地)の分譲を実施</p> <p>○対象者基準 ・入居時には鹿屋市に住所登録をし、吾平地域に永住見込みの方 ・譲渡代金(頭金10%、残金90%)が期日までに支払い可能な方 ・譲渡契約時の年齢が満20歳以上の方 ・市税等の滞納のない方</p>						
鹿屋市	住宅	定住促進住宅用地貸付け及び分譲事業	<p>★ 鹿屋市への定住化促進を図り、地域の活性化を推進するため、定住促進住宅用地の貸付け及び分譲を行います。</p> <p>○対象者基準 ・市外から転入し、定住促進住宅用地に永住しようとする方で、住所を移すことができる方 ・市内に居住する方で、定住促進住宅用地に永住しようとする方 ・年間所得が120万円以上ある方 ・年齢が18歳以上60歳未満である方 ・家族構成が本人を含め2人以上である方 (6ヶ月以内に婚姻予定の方を含みます) ・貸付け及び分譲決定後、2年以内に居住用の住宅建築に着手することが確約できる方</p>						
鹿屋市	住宅	小型浄化槽設置整備事業補助金	<p>★ 住宅に小型浄化槽を設置する方に補助金を交付します。</p> <p>1 対象の地域 公共下水道処理区域及び農業集落排水整備事業実施区域以外</p> <p>2 対象の建物 既存の住宅、既存の併設住宅(住宅部分が2分の1以上であること)</p> <p>3 補助金の額(単独処理浄化槽からの転換の場合)</p> <table border="0"> <tr> <td>5人槽</td> <td>382,000円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>464,000円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>598,000円</td> </tr> </table> <p>※汲取り便槽からの転換の場合は、上記+50,000円</p>	5人槽	382,000円	7人槽	464,000円	10人槽	598,000円
5人槽	382,000円								
7人槽	464,000円								
10人槽	598,000円								
枕崎市	住宅	浄化槽設置整備補助金制度	<p>★ 生活排水対策に積極的に参加協力していただくために、合併処理浄化槽の設置費用に合併処理浄化槽設置補助金を交付しています。</p> <p>・建物の用途 専用住宅</p> <p>・補助金の金額 5人槽:332,000円 6~7人槽:414,000円 10人槽:548,000円 単独浄化槽の撤去:90,000円(単独浄化槽を撤去し、合併浄化槽を設置した場合の補助)</p> <p>・撤去に対する補助の条件 ※単独浄化槽の清掃・撤去工事・処分にかかる費用に対する補助で、撤去が伴わない場合は、対象となりません。 また、建築物の建て替えによる場合も同様に対象となりません。</p>						
阿久根市	住宅	移住定住促進補助金	<p>★ 定住を目的として市外から転入し、住宅を新築、新規購入又は増改築をされる方に補助金を交付します。</p> <p>1 補助対象の要件(すべてに該当) ・平成24年4月1日から平成32年3月31日までに本市に移住定住される方 ・平成24年4月1日から平成32年3月31日までに住宅の新築、購入又は増改築をされる方でそれにかかる費用が200万円以上 ・市外に5年以上継続して居住されていた方 ・自治会に加入される方 ・市税等の滞納がない方</p> <p>2 補助金額</p> <table border="0"> <tr> <td>・1年目:30万円</td> <td rowspan="3">} 3年間で50万円の補助</td> </tr> <tr> <td>・2年目:10万円</td> </tr> <tr> <td>・3年目:10万円</td> </tr> </table> <p>3 子育て加算 ・18歳未満の子どもがいる場合、1年目のみ1人につき10万円を加算(限度額50万円)</p>	・1年目:30万円	} 3年間で50万円の補助	・2年目:10万円	・3年目:10万円		
・1年目:30万円	} 3年間で50万円の補助								
・2年目:10万円									
・3年目:10万円									

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
阿久根市	住宅	定住促進対策木造住宅建築補助金	<p>★ 市内の建築業者と契約し、定住を目的として木造住宅(補助対象者が所有し、自ら居住する住宅)を新築又は増改築される方に補助金を交付します。 なお、増改築に限り、木造住宅以外も補助対象となります。 ※住宅の工事着工前に申請する必要があります。</p> <p>1 補助対象の要件(すべてに該当) ・本市の住民基本台帳に記録されている方 ・居住地の自治会に加入される方 ・市税等の滞納がない方 ・市内の建築業者を利用して行う工事</p> <p>2 補助金額 ・新築:30万円 ・増改築:対象経費の15%に相当する額(限度額15万円)</p> <p>3 対象となる工事費 建築工事にかかる資材の購入費等のうち、市内事業所からの購入費等が次のとおりであること ・新築:300万円以上 ・増改築:50万円以上</p>
阿久根市	住宅	地域支え合い定住支援補助金	<p>★ 父母等(祖父母を含む)が居住する区に、住宅を新築、新規購入又は増改築される方、父母等と同居されている方で新築、新規購入又は増改築をされる方に補助金を交付します。</p> <p>1 補助対象の要件(すべてに該当) ・平成27年4月1日から平成32年3月31日までに「移住定住促進補助金」又は「定住促進対策木造住宅建築補助金」を利用される方 ・父母等(祖父母を含む)と同居又は父母等が居住する区に住宅を新築、新規購入又は増改築をされる方</p> <p>2 補助金額 ・父母等ひとりにつき10万円(限度額40万円)</p>
阿久根市	住宅	小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金	<p>★ 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置される方に補助金を交付します。 ※工事着工前に申請する必要があります。</p> <p>1 補助対象の要件(すべてに該当) ・専用住宅(居住の用に供する建物又は延べ床面積の1/2以上を居住の用に供する建物で事業活動に伴って生じる汚濁水を排出しない建物)に小型合併処理浄化槽を設置される方 ・設置から1年以内に浄化槽を使用される方</p> <p>2 補助金額 5人槽:332,000円 7人槽:414,000円 10人槽:548,000円</p> <p>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ切り換える場合、単独処理浄化槽の撤去費として9万円を上乗せ補助します。</p>
阿久根市	住宅	潟土地区画整理事業地区内定住促進補助金	<p>★ 潟土地区画整理事業地区内の市有地を購入された方に補助金を交付します。</p> <p>1 補助対象の要件(すべてに該当) ・定住を目的として、市の掲げる土地を取得又は購入された方 ・市税等の滞納がない方</p> <p>2 補助金額 購入額の10%に相当する額</p> <p>3 申請期間 平成25年4月1日から平成29年3月31日まで</p>
出水市	住宅	不動産紹介事業	<p>★ 定住希望者から、土地、建物等の不動産物件の紹介を依頼された時、(社)鹿児島県宅建物取引業協会が窓口になり出水市管内当該協会員から条件等合致した物件の集約を行い、定住希望者にその物件を紹介します。紹介手数料:無料。</p> <p>1 対象地域 市内全域</p> <p>2 希望する物件の照会 (1)売買物件の場合 ア 土地 イ 中古住宅 ウ 新築住宅 (2)賃貸物件の場合 ア マンション イ アパート ウ 一戸建て</p>
出水市	住宅	定住促進事業(住宅取得補助金)	<p>★ 平成25年4月1日から平成31年3月31日までに、市外から出水市に転入され、定住を目的とした住宅を取得された方に、3年間補助金を交付します。</p> <p>1 補助対象者 次の要件のいずれにも該当する者 ・平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に定住のため転入した者 ・平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に住宅の新築又は新規購入(300万円以上)した者 ・市税等の滞納がない者 ・自治会に加入した者</p> <p>2 補助金額 3年間で現金、商品券合わせて50万円(中学生以下の子がいる世帯の場合、さらに50万円加算)</p> <p>※ 住宅取得日又は転入日のうちいずれか遅い日から6箇月以内に申請する必要があります。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等												
出水市	住宅	定住促進事業(リフォーム補助金)	<p>★ 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に、市外から定住のため出水市内に転入し、本人名義の住宅を増築又は改築された方に、補助金を交付します。</p> <p>1 補助対象者 次の要件のいずれにも該当する者 ・平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に定住のため転入した者 ・平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に自己の所有する住宅をリフォーム(住宅に係る工事費が20万円以上のものに限る)した者 ・市税等の滞納がない者 ・自治会に加入した者</p> <p>2 補助金額 工事費の15%を助成(上限15万円)</p> <p>※ リフォームした日又は転入日のうちいずれか遅い日から1年以内に申請する必要があります。</p>												
出水市	住宅	いきいき自治会定住支援事業	<p>★ 補助対象自治会に市外から転入、市内から転居される方又は当該自治会内の住宅を新築、増改築、大規模改修される方に補助金を交付します。</p> <p>※「いきいき自治会」とは、出水市住民基本台帳に登録された自治会加入人口で、65歳以上が5割以上かつ加入世帯が概ね30世帯以内で構成された自治会の総称です。平成29年度の指定自治会は40自治会あります。</p> <p>1 定住補助 いきいき自治会に市外から転入、市内から転居された方に5年間で最高60万円を交付します。さらに、転入・転居世帯内に18歳未満の子がいる場合は、1人につき10万円(初年度のみ)を交付します。</p> <p>2 住宅補助 いきいき自治会内の自己の所有する住宅を新築、増改築、大規模改修(工事費100万円以上)された方に、30万円の補助金を交付します。(1回のみ)</p>												
出水市	住宅	子育て世帯定住促進家賃補助事業	<p>★ 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間に、市外から出水市に転入され、民間賃貸住宅にお住まいの子育て世帯の方に家賃の一部を補助します。</p> <p>1 補助対象住宅 市内の「民間賃貸住宅」を補助対象とします。市営住宅などの公的賃貸住宅や、社宅・寮などの事業主の給与住宅、補助対象児(中学生以下の子)の2親等以内の親族が所有している住宅は補助対象となりません。</p> <p>2 補助対象世帯 以下の①～⑨の全てを満たす必要があります。 ①平成27年4月1日以後に新たに出水市に転入した世帯であること。 ②出水市内に永住する意思を持っていること。 ③転入時に中学生以下の子がいる世帯又は転入後に新たに子が生まれた世帯であり、同一世帯として住民基本台帳に登録されていること。 ④新たに民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結して出水市に転入し、居住を開始した者(転勤等により市外への転出が想定される者を除く。) ⑤中学生以下の子と同一世帯に属する2親等以内の親族が民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結していること。 ⑥生活保護法の住宅扶助などの公的家賃補助等を受けていないこと。 ⑦家賃及び市税等を滞納していないこと。 ⑧自治会に加入していること。 ⑨世帯員に暴力団員がいないこと。 ※ 転入日(転入後に新たに子が生まれた世帯にあっては、当該日)から6箇月以内に申請する必要があります。</p> <p>3 補助金の計算方法 (月額家賃-(住宅手当、共益費、駐車場使用料等の額))×1/2</p>												
出水市	住宅	小型合併処理浄化槽整備事業補助事業	<p>★ 美しい川や海の環境を保全し、市民の健康と快適な生活環境を確保するために建物から排出される家庭雑排水(台所、風呂、洗濯等)とし尿を併せて処理する浄化槽(合併処理)を設置する場合に補助金を交付します。</p> <p>※補助対象は、専用住宅となります。</p> <p>1 対象区域 公共下水道計画区域、農業集落排水整備計画区域を除く市内全域。</p> <p>2 受付期間 平成29年4月4日(火)から平成30年1月12日(金)まで ただし、期間内であっても予算額に達した時点で受付を終了します。</p> <p>3 補助限度額及び交付予定、申請基数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>補助限度額</th> <th>交付予定基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>上限 790,000円以内</td> <td>100基</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>上限 928,000円以内</td> <td>25基</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>上限 1,197,000円以内</td> <td>5基</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">113 20</p>	人槽区分	補助限度額	交付予定基数	5人槽	上限 790,000円以内	100基	7人槽	上限 928,000円以内	25基	10人槽	上限 1,197,000円以内	5基
人槽区分	補助限度額	交付予定基数													
5人槽	上限 790,000円以内	100基													
7人槽	上限 928,000円以内	25基													
10人槽	上限 1,197,000円以内	5基													
指宿市	住宅	指宿市定住促進事業	<p>★ 市外居住者(ターン)が、指宿市に移住して1年以内に住居を新築又は、購入した場合、費用の一部を助成する制度です。</p> <p>次に掲げる要件のすべてに該当する世帯責任者が、転入日の翌日から1年以内に申請した場合、対象となります。(平成32年3月31日までの転入者が対象です。)</p> <p>【要件1】 世帯員全員が本市(合併前の旧市町を含む)の住民基本台帳に一度も記録されたことがないこと。</p> <p>【要件2】 市内に床面積50㎡以上の住宅を新築又は床面積50㎡以上の住宅を購入した方。</p> <p>※世帯責任者:主として世帯の生計を維持しており、転入日時時点で65歳以下の方です。</p>												

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
指宿市	住宅	住宅リフォーム助成事業(定住者向け)	<p>★ 市内の建築事業者を利用して、住宅の増改築の工事を行う場合、市が工事に要する費用の一部を助成する事業です。 対象工事費が20万円以上の工事で、工事費の10%、上限10万円を、地元商工会議所又は商工会の発行する商品券により交付します。</p> <p>1 補助対象者 指宿市に定住予定であり、完了実績報告書提出までに対象住宅に住所を移すことが確実である方。 補助金の交付申請日において、前1年間指宿市に住民登録されていなかった方。 住民税等の滞納がない方。(納税証明書の添付が必要です。)</p> <p>2 補助対象工事 次のような工事費が20万円以上であること。 (床・畳・壁紙の張替え、瓦の葺き替え、台所・浴室・トイレの改修、断熱工事、居宅部分の間取りの変更、外壁の塗装などのリフォーム工事)</p> <p>3 その他注意事項 (1) 工事が平成30年3月15日までに完了実績報告書を提出することが条件です。 (2) 着工後の工事は対象となりません。(事前に申請を行い、交付決定通知を受けてから、着工してください。) (3) 予算に到達した時点で受付を終了します。</p>
指宿市	住宅	浄化槽設置事業	<p>★ 既存住宅の単独浄化槽若しくは汲み取り便槽を合併浄化槽に設置換えする方に補助金を交付します。 ※ 下水道地域は対象外です。 ○ 5人槽:432,000円 ○ 6・7人槽:514,000円 ○ 8～10人槽:648,000円</p>
指宿市	住宅	宅地分譲事業	<p>★ 温泉付き宅地分譲中 ○ いぶすき菜の花団地 残り10区画</p>
指宿市	住宅	生ごみ処理機器購入補助金	<p>★ 家庭用または事業所用生ごみ処理機器購入された方に対し、購入価格の40%を補助します。 ※平成29年度まで。上限金額については、以下のとおりです。 家庭用:上限45,000円、事業所用:上限200,000円</p>
西之表市	住宅	地域活性化住宅	<p>★ 市街地から大字地域への人の流れを促すことで、大字地域の活性化を図ることを目的とし、大字地域に地域活性化住宅5戸を整備しています。 ○ 家賃及び敷金 家賃 25,000円 敷金 75,000円(家賃の3ヶ月分) ※家賃については、同居する親族のうち、扶養義務のある高校生以下の子供一人について、月額5,000円(ただし、15,000円を限度とする。)を控除した額とする。 ○ 入居資格者 1. 5年以上居住し、当該地区の集落組織に加盟をして、地域活動に参加する意思のある者 2. 入居の申込時において、世帯主又は同居する親族(婚姻や親子の届出をしないが事実上婚姻又は親子関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)が45歳以下であること。 3. 入居の申込時において住所を有する市町村で税の滞納がないこと。</p>
西之表市	住宅	島元気郷たねがしま定住促進支援事業	<p>★ 市での居住期間が3年以内又は市に転入しようとする方を対象に住宅をあっせんします。 ① 西之表市街地近辺に6戸(17坪+100㎡菜園)の住宅を建設し、定住を望むUターン希望者へ貸し出しています。地域活動への参加と交流を望む方で、地域貢献を期待するため、50代60代のシニアを優先します。 ② 西之表市の空き家を市が借り上げ、改修しUターン希望者へ貸し出しています。平成19年度から21年度の3年間で13戸整備。20歳～69歳が対象となっています。平均25坪程度、菜園が提供できる物件もあります。 ○ 対象となる移住者 (1) 入居の申込時において70歳未満であること。 (2) 入居の申込時において住所を有する市町村で税の滞納がないこと。 (3) 入居の申込時において自活する能力があり、今後とも自活能力があると認められること。 (4) 現に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住所を市に有し、又は入居後、市に移すことが確実であること。 (5) 市に定住し、地域との交流を行い、地域振興に貢献する意思をもってのこと。 ※ 入居期間は基本的に5年間です。</p>
西之表市	住宅		<p>★ 西之表市では市外や指定地域外(主に市街地)から指定地域内(主に大字地域)に居住する人に対して家賃・住宅リフォーム・住宅建築補助金を交付します。 ○ 補助期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日 (3カ年継続事業) ○ 補助対象者 【転入者の場合】 1. 西之表市外から新たに指定地域内(主に大字地域)に定住しようとする満65歳以下の夫婦世帯(父子家庭、母子家庭、婚姻予定者含む。)ただし、住宅リフォーム補助は満45歳以下の夫婦世帯 2. 国・県または、市が実施する他の同様の補助金や助成金の交付を受けていない者。 3. 指定地域に原則として5年以上継続して定住する意思のある者。 4. 居住地の自治会に加入する者。 【転居者の場合】 1. 指定地域外(主に市街地)から新たに指定地域内(主に大字地域)に定住しようとする満45歳以下の夫婦世帯(父子家庭、母子家庭、婚姻予定者含む。) 2. 指定地域内(主に大字地域)に居住する満45歳以下の夫婦世帯(父子家庭、母子家庭、婚姻予定者含む。)で新たに住居を構え引き続き、指定地域に定住しようとする者。(建替は対象外) 3. 国・県または、市が実施する他の同様の補助金や助成金の交付を受けていない者。 4. 指定地域に原則として5年以上継続して定住する意思のある者。 5. 居住地の自治会に加入している(する)者。 ○ 指定地域とは 榕城校区の一部(小牧野・竹鶴・今年川・桃園・岳之田・平田・牧之峯・本立)、下西校区の一部(下石寺・鞍勇)、上西校区、国上校区、伊閑校区、安納校区、現和校区、古田校区、住吉校区、安城校区、立山校区、中割校区の区域をいいます。 ○ 補助の要件の主な要件 1. 市税等を世帯員全員が滞納していないこと。 2. 新築または購入した、消費税を除く住宅建物価格が500万円以上であること。(建て替えは対象外。) 3. リフォームの場合、住宅所有者は対象外。消費税を除く工事代金が30万円以上で、所有者の同意が必要。 4. 家賃補助の場合、独立生計を営み、家賃を支払う能力があること。 ○ 具体的支援 ・家賃補助</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
西之表市	住宅	合併処理浄化槽設置費補助金	<p>★ 川や海などの公共用水域の水質を保全し快適な生活を確保するために浄化槽による排水の処理を促進しており、専用住宅又は建物の延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅等に合併処理浄化槽(10人槽以下)を設置する方に補助金を交付しています。</p> <p>○ 補助金の額</p> <p>5人槽 汲み取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に替える場合 432,000円 上記以外の場合(新築) 332,000円</p> <p>6~7人槽 汲み取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に替える場合 514,000円 上記以外の場合(新築) 414,000円</p> <p>8~10人槽 汲み取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に替える場合 648,000円 上記以外の場合(新築) 548,000円 単独処理浄化槽の撤去費限度額 100,000円</p> <p>注 単独処理浄化槽の撤去費は、単独処理浄化槽を撤去した後の同じ場所に合併処理浄化槽を設置する場合のみが対象となります。</p> <p>○ 補助金の交付申請の方法等</p> <p>・合併処理浄化槽を設置する前に補助金交付申請書を提出していただき、交付の決定後に工事に着手することになります。(既に工事に着手している場合や工事が完了している場合はこの事業の対象となりません。)</p> <p>・補助事業が完了したときは、実績報告書を提出していただけます。その提出期限は補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までです。</p>
西之表市	住宅	住宅改修環境整備事業補助金	<p>★ 市民の方が市内の業者を利用して、個人が所有する市内の住宅の改修工事を行った場合に、その工事費の一部について補助対象とする制度です。</p> <p>○ 補助金額 消費税を除く工事費の10%相当額(上限30万円)</p> <p>○ 受付期間 平成29年7月6日から平成29年12月28日まで</p> <p>○ 対象者</p> <p>1. ①から③のいずれかに該当する方(個人)</p> <p>① 改修工事を行う住宅の所有者で、その住宅に現在居住している方</p> <p>② 親族(一親等以内)が所有する住宅に現在居住している方</p> <p>③ U・ターン予定者で市内に所有する住宅を改修し、将来居住を予定している方</p> <p>2. 市税の滞納がない方</p> <p>3. 市が実施する他の同様な補助金や助成金の交付を受けていない方</p> <p>4. 当制度による補助金の交付を受けていない方</p> <p>○ 対象となる工事</p> <p>1. 市内の工事施行業者が行う工事</p> <p>2. 住居部分に関する修繕や改装、増築工事(駐車場・車庫や塀など住居外の部分の工事は対象になりません。)浄化槽設置に伴う工事については、浄化槽補助以外の部分について対象となります。</p> <p>3. 消費税を除く工事費が20万円以上の工事</p> <p>4. 平成30年3月31日までに完了する工事</p>
垂水市	住宅	空き家バンク制度	<p>★ 垂水市では、空き家バンクとして市内の空き家を市のホームページ等に掲載し、利用を希望される方々へ紹介しています。</p> <p>市は物件利用希望者と不動産業者等の仲介をいたしますが、交渉・契約に関する仲介行為は行いません。</p> <p>http://www.city.tarumizu.lg.jp/chiiki/kurashi/sangyo/teju/sokushin.html</p>
垂水市	住宅	空き家バンク移住促進事業	<p>★ 垂水市へ移住される方に対し、空き家バンク登録物件の家賃を助成することにより、移住の促進及び空き家バンクの利用促進を図るものです。</p> <p>1 対象者 転入世帯の世帯主で、次の①~③に掲げる要件すべてに該当する方</p> <p>①平成28年4月1日以降に本市に住民登録し、その日から6か月を経過していない方</p> <p>②空き家バンク賃貸物件に新たに入居される方</p> <p>③市税に滞納のない方</p> <p>2 対象住宅 空き家バンク登録物件の内、家賃3万円以上の賃貸物件</p> <p>3 補助金額・・・次の世帯の区分に応じて定める金額</p> <p>①0歳から中学校卒業(満15歳になった日以後の最初の3月31日まで)までの子どもが2人以上いる転入世帯 月額15,000円</p> <p>②0歳から中学校卒業(満15歳になった日以後の最初の3月31日まで)までの子どもが1人いる転入世帯 月額10,000円</p> <p>③単身世帯 月額5,000円</p> <p>④①②③に該当しない世帯 月額10,000円</p>
垂水市	住宅	定住促進住宅事業	<p>★ 雇用促進住宅を購入(平成19年7月)し、定住促進住宅として活用します。</p> <p>錦江町定住促進住宅 79戸 水之上定住促進住宅 80戸</p> <p>1 家賃 錦江町定住促進住宅 35,750円(共益費込) 水之上定住促進住宅 34,750円(共益費込)</p> <p>2 駐車場料金 1区画 1,000円</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
垂水市	住宅	住宅取得費等助成事業	<p>★ 転入者で平成26年4月以降に住宅を取得した方に対し、取得費の一部を助成します。 ※住宅取得費用が500万円以上のもの。</p> <p>1. 対象者(①～③を全ての要件を満たす方)</p> <p>①H26.4.1以降に、市内で自ら居住するために一戸建て住宅を建設又は購入し、引き渡しを受けた方 ②引き渡しを受けた時点で、本市に転入してから2年以内の方(住宅に居住する世帯員全員が該当する場合のみ。) ③市税を滞納していない方</p> <p>2. 助成内容 100万円(うち、10万円は市内商品券で助成。) +オプションメニュー(通勤費補助他選択)16万円上限</p>
垂水市	住宅	小型合併浄化槽設置整備事業補助金	<p>★ 小型合併浄化槽の普及を図り、設置する人に補助金を交付します(一部地域を除く)。</p> <p>1 対象住宅 専用住宅 主に居住の用に供する建物または延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物で、事業活動に伴って生ずる汚濁水を排出しない建物。</p> <p>2 要件 垂水市潮彩町2丁目、3丁目の区域及び垂水市大字牛根境の一部(川下、下芦戸、上芦戸、田村、中村、大園、中園、上園集落)区域を除く市内全域において、専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置する者。</p> <p>3 助成内容 5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円 単独処理浄化槽撤去及び汲取り式からの切替の場合 上記金額に90,000円上乗せ 市内業者で施工した場合、上記金額に50,000円上乗せ</p>
垂水市	住宅	民間賃貸住宅家賃助成事業	<p>★ 垂水市内で婚姻により新居を構える若年夫婦世帯及び垂水市外からの転入者の民間賃貸住宅物件への入居について、家賃の一部を補助します。</p> <p>1 対象者 烏賊の全てに該当する世帯とする。 ①平成29年4月1日以降に、本市に住民登録し、その日から6か月を経過していない世帯又は婚姻を契機として平成29年4月1日以降に市内へ転居し、その日から6か月を経過していない若年夫婦世帯 ②民間賃貸住宅を借り上げて家賃から住宅手当を差し引いた額が月額4万円以上の者。ただし、単身世帯については、月額3万円以上支払う者とする ③公的制度による家賃補助を受けていないこと ④世帯員全員が市税を滞納していないこと ⑤世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと ⑥世帯員全員が過去に本補助金の交付を受けていないこと</p> <p>2 交付額・・・次の世帯の区分に応じて定める金額</p> <p>①垂水市内で婚姻により新居を構える若年夫婦世帯 月額15,000円 ②0歳から中学校卒業(満15歳になった日以後の最初の3月31日まで)までの子どもが2人以上いる転入世帯 月額15,000円 ③市外からの単身者転入世帯 月額5,000円 ④②③を除く市外からの転入世帯 月額10,000円</p>
垂水市	住宅	結婚新生活支援事業	<p>★ 垂水市で婚姻し新居を構える若年夫婦世帯に対して、住居費及び引っ越し費用の一部について、補助金を交付するものです。</p> <p>1 対象者 以下の全てに該当する新婚世帯とする。 ①婚姻日現在において、申請者及びその配偶者の年齢が、婚姻届の受理された時点で40歳未満の新婚世帯であること ②夫婦ともに、申請時に、取得し、又は賃借した垂水市の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所として記録されていること。 ③公的制度による家賃補助を受けていないこと ④世帯員全員に市税の滞納が無いこと ⑤家賃を滞納していないこと ⑥世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと ⑦世帯員全員が過去に本補助金の交付を受けていないこと</p> <p>2 補助額 住居費と引っ越し費用をあわせた額とし、1世帯あたり24万円を上限とする。(千円未満切捨て)</p>
薩摩川内市	住宅	定住住宅取得補助	<p>★ 平成29年4月から平成32年3月末までの間に転入し、定住のための住宅を市内の補助対象地域に新築又は購入し、5年以上定住する者に対して、補助金を支給します。 ◎補助額 100万円または150万円(地域により異なります)</p> <p>下記の①～⑥の要件をすべて満たし、本市に転入した日から1年以内に申請できる方が対象となります。</p> <p>①平成29年4月から平成32年3月末の転入者(1年以内に再転入した場合は除きます) ②市内業者を利用して、市内の補助対象地域に住宅を新築又は購入した方 ③新築又は購入した住宅建物の価格が400万円以上の方(購入の場合で家屋価格を明示されない場合は土地・建物の固定資産税評価額比率により建物価額を算出します) ④新築又は購入した住宅建物に5年以上定住する方 ⑤自治会に加入した方 ⑥市税等の滞納がない方</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
薩摩川内市	住宅	定住住宅リフォーム補助	<p>★ 平成29年4月から平成32年3月末までの間に転入し、定住のために本市内の補助対象地域内にある住宅をリフォームし、5年以上定住する者に対して、補助金を支給します。 ◎補助額 リフォームに要した費用の2分の1の額 ただし、地域により上限額を設定されています(70万円または100万円)</p> <p>下記の①～⑥の要件をすべて満たし、本市に転入した日から1年以内に申請できる方が対象となります。 ①平成29年4月から平成32年3月末までの転入者 ②市内業者を利用して、市内の補助対象地域にある住宅をリフォームした方 ③リフォームした工事代金が30万円以上の方【アパート等の賃貸の集合住宅は対象外です】 ④リフォームした住宅建物に5年以上定住する方 ⑤自治会に加入した方 ⑥市税等の滞納がない方</p>
薩摩川内市	住宅	空き家情報登録制度(空き家バンク)	<p>★ 市内にある空き家を登録し、市外から転入予定の方を対象とした住宅紹介 薩摩川内市以外から本市へ転入予定の方に対して、空き家の賃貸・購入を媒介いたします。</p>
薩摩川内市	住宅	移住体験住宅【体験型】	<p>★ 田舎暮らしを希望されている方に、一定期間、市が設置する「移住体験住宅」で実際に田舎暮らしを体験し、薩摩川内市の自然や人情に触れていただく事で移住計画者を応援しようとするものです。 利用期間は1泊から30泊までとなります。</p> <p>体験住宅利用料(1棟あたりの金額、光熱水費などの必要経費を含む)は、人数に関係なく、利用期間に応じて下記のとおりです。 1泊以上13泊 1泊あたり2,000円を加算 14泊以上27泊 1泊あたり1,500円を加算 28泊以上 1泊あたり1,000円を加算</p> <p>設置地域： 甌島・里地域(凧の里)、下甌地域(きまま館)</p>
薩摩川内市	住宅	小型合併処理浄化槽設置整備補助	<p>★ 公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽の設置に対し、補助金を支給します。</p> <p>補助額 5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円 ※特に、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えの場合には、市が上乗せして補助します。</p>
薩摩川内市	住宅	地球にやさしい環境整備事業	<p>★ 次世代エネルギーの利用促進、温室効果ガス排出量削減のため、地球にやさしい環境の整備として以下の機器等の導入に対する補助金を交付 ○住宅用太陽光発電設備導入に係る補助【補助限度額：16万円】 補助対象者：自らの住宅(既存・新築)に、市内の施工業者により住宅用太陽光発電設備を設置予定、または、設置済みの建売住宅を購入した方 補助額：太陽電池モジュール最大出力1kW当たり4万円をかけた額(上限16万円) ○家庭用燃料電池システム導入に係る補助 補助対象者：平成25年4月1日以後に国の補助に申請し、自らの住宅(既築・新築)に市内の施工業者により家庭用燃料電池システムを設置、または設置済みの建売住宅を購入した方で、国の補助金交付決定を受けた方 補助額：対象設備1基につき20万円 ○蓄電池システム導入に係る補助 補助対象者：自らの住宅(既築・新築)に市内施工業者により蓄電池を設置、または設置済みの建売住宅を購入した方。 補助額：システム設置1件につき10万円に蓄電池容量1kWh当たり5万円をかけた額(上限50万円) ○HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)導入に係る補助 補助対象者：自らの住宅(既存・新築)に市内の施工業者によりHEMSと補助対象設備(太陽光・蓄電システムなど)にあわせてHEMSを導入された方。 補助額：HEMS設置に加えて設置した補助対象設備の導入数に応じて 1設備 3万円、2設備 5万円、3設備 10万円 ○電気自動車等充電設備 補助対象者：平成25年4月1日以後に国の補助制度に申請し、交付決定を受けた、市内に住所を有する方。ただし、市内の施工業者により設置されていることが条件。 補助金額：国の補助金額の1/2(上限50万円) ○超小型モビリティ 補助対象者：未使用の超小型モビリティを購入した方で市内に住所がある方。 補助金額：1台につき上限7万円</p>
日置市	住宅	宅地分譲事業	<p>★ 住環境良好な宅地分譲の実施(市外からの転入者、子育て世代に割引制度あり) 地域 ○日吉地域 植木住宅団地(残り1区画) ○吹上地域 湯之元住宅団地(残り1区画) ○吹上地域 緑ヶ丘住宅団地(残り2区画)</p>
日置市	住宅	吹上町ミニ住宅団地分譲事業	<p>★ 吹上地域の貸付を分譲地として販売する。 ○下与倉ミニ住宅団地(残り1区画) ○下田尻ミニ住宅団地(残り4区画) ○上和田ミニ住宅団地(残り1区画)</p>
日置市	住宅	定住促進対策事業費補助金	<p>★ 過疎地域の定住促進を図るため、日置市に転入し、過疎地域(補助対象地域)で住宅を新築又は購入される一定の要件を満たす方へ補助金を交付します。 ①平成27年4月から平成30年3月までの市外からの転入者で、補助対象地域において住宅を新築又は購入した方。(ただし、65歳以下で、生計を同じくする配偶者又は18歳以下の扶養者を有していること。) ②住宅の新築等及び用地の取得に要する経費の合算額が100万円を超えること。(ただし、浄化槽設置及び用地の整備に係る経費は除く。) ③自治会に加入すること。 ④市税その他の市の徴収金に滞納がないこと。 ⑤住宅を取得した日から5年以上居住すること。 ⑥本市を転出してから1年以内の本市への再転入者でないこと。 ⑦床面積の1/2以上を居住の用に供すること。 (補助金額) 1件当たり50～100万円(18歳以下の扶養者を有する場合は、1人当たり10万円を加算、市内業者施工で10万円を加算)</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
日置市	住宅	住宅リフォーム補助事業	★ 空き家を購入又は賃貸して改修をした方で一定の要件を満たした方を対象に補助金を交付します。 ①リフォーム経費が20万円以上であること。 ②リフォームを行う住宅に自ら居住していること。 ③市税等に滞納のないこと。 (補助金額) 三世帯同居世帯 経費の30/100 上限50万円 子育て世帯 経費の20/100 上限30万円 それ以外の世帯 経費の10/100 上限15万円
日置市	住宅	空き家改修補助金	★ 空き家を購入又は賃貸して改修をした方で一定の要件を満たした方を対象に補助金を交付します。 ①1年以上空き家であり、築年数が10年以上の建物。 ②改修してから5年以上居住すること。 ③自治会に加入すること。 ④市税等に滞納のないこと。 (補助金額) 改修費用の2分の1以内 上限50万円
日置市	住宅	空き家家財道具処分事業	★ 空き家バンク登録物件及び地区公民館による空き家利活用物件において、市内企業の協力を得て、8㎡までの処分費を市が負担します。
日置市	住宅	空き家バンク事業	★ 空き家を利活用したい方が登録をして購入又は賃貸をする。宅建協会が媒介を必ず実施する。現在30件登録。
曾於市	住宅	宅地分譲事業	★ 良好な住環境を提供するため、宅地分譲を実施しています。 ○大隅町笠木団地(残り1区画) 詳しくは、お問い合わせください。 問合せ先 曾於市役所 企画課 定住推進係 0986-76-8802
曾於市	住宅	定住促進事業	★ 曾於市住宅取得祝金支給 ○定住促進を図るため、住宅を新築または購入した方に対し、お祝いとして地域商品券および現金を支給します。 1 市内業者による新築の場合 商品券10万円分+現金10万円 2 市外業者による新築の場合 商品券5万円分+現金5万円 3 未入居の建売住宅購入の場合 商品券5万円分+現金5万円 4 上記以外の中古住宅購入の場合 商品券2万5千円分+現金2万5千円(転入者加算) 5 上記1～4に該当し、転入して1年以内の住宅取得に対して、商品5万円分+現金5万円を加算 ※注)本市から他の市町村へ転出し、転出後3年以内の再転入は対象外とする。 詳しくは、お問い合わせください。 6 問合せ先 曾於市役所 企画課 定住推進係 0986-76-8802
曾於市	住宅	市有地活用定住促進補助金	★ 市の所有する土地を購入し、住宅を建築する際に購入費用の一部を補助します。 ○補助対象者 平成28年4月1日以降に市の土地を購入し、土地譲渡契約後1年以内に住宅の所有権保存登記をしていること。また、購入した市有地に建設した住宅に居住していること。 ○補助金額 土地取得価格の10%(市外からの転入者:最高50万円) (市在住者:最高30万円)
曾於市	住宅	住宅リフォーム促進事業補助	★ 市民が居住する住宅のリフォーム工事を、市内業者が行う場合、その経費の一部を補助する。 ○対象工事費 20万円以上 ○補助金額 対象工事費の10%(最高15万円) ○対象外工事 住宅設備品だけの経費、車庫の設置、既成テラスのみの工事、塀や門扉などの外構工事。
曾於市	住宅	空き家バンク登録住宅改修補助金	★ 空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費用の一部を補助します。 ○補助対象建物 市内に存在する空き家バンク制度に登録された空き家。 ○補助対象者 補助対象改修工事について、その他の制度による助成を受けていないこと。 リフォーム後3年間は、空き家の転売や処分を行わないこと。 ○対象工事 市内登録業者が行う20万円以上の工事 ○対象外工事 電化製品及び家具等の取付工事、塀や門扉等の外構工事 ○補助金額 対象工事費の30%(最高50万円)
曾於市	住宅	浄化槽設置補助	★ ※財部町全域が対象であり、住民が工事分担金や使用料を負担し、市町村が浄化槽を設置・整備し、適正な維持管理を行う事業です。 ※し尿及び生活排水の浄化をすることにより、自然環境の汚染を防ぎ、住みよい生活環境を目指します。 この事業は、末吉地区及び大隅地区の全域が対象です。ただし、末吉地区内の公共下水道認可区域は対象外です。 ①浄化槽設置整備事業補助金 ・補助基本額 5人槽1基当たり332,000円 7人槽1基当たり414,000円 10人槽1基当たり548,000円 ②浄化槽設置推進助成金 一定額を超えた金額のうち、10万円を限度に助成 ③単独浄化槽撤去費補助金 単独浄化槽から合併浄化槽へ切り替えた際、単独浄化槽撤去にかかった費用に対し、限度額9万として補助金を交付します。
曾於市	住宅	市営住宅	★ 住みよい環境を作るため、市が公営住宅を整備する。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
霧島市	住宅	霧島市ふるさと創生移住定住促進事業	<p>★ 霧島市では、中山間地域の活性化及び市内の空き家の有効活用を図ることを目的に、市外からの転入及び市街地からの転居による移住定住を促進するため、補助金を支給する制度を設けています。この制度は、平成28年4月1日から平成32年3月31日までに市の中山間地域(国分・隼人の市街地を除く区域)に住宅を新築、購入又は増改築した移住者、または、同じく中山間地域の貸家(一戸建て住宅)に入居した移住者及び国分・隼人の市街地に、中古住宅を購入または増改築した移住者へ補助金を交付する制度です。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入定住者＝基準日(平成28年4月1日)以後平成32年3月31日までの間に、市外から定住の意思をもって本市に転入し、本市に生活の本拠がある者(ただし、本市から転出後1年に満たない間に再転入した者を除く) ・転居定住者＝基準日(平成28年4月1日)以後に平成32年3月31日までの間に、本市の市街地から定住の意思をもって中山間地域に転居し生活の本拠がある者(ただし、市街地に居住していた期間が1年に満たない者を除く) <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅取得、増改築補助を受けて5年以上定住する意思があること
霧島市	住宅	定住促進用分譲地販売事業	<p>★ (国分地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①塚脇団地(残24区画) 面積:120坪程度 坪単価:21,000円程度(隼人地区) ①浜之市団地(残1区画) 面積:73坪 坪単価:80,000円 ②姫城団地(残1区画) 面積:75坪程度 坪単価:86,000円程度(溝辺地区) ①溝辺宅地分譲地(残23区画) 面積:47坪～173坪程度 坪単価:47,000円～62,000円程度(横川地区) ①丸山前団地(残12区画) 面積:100坪程度 坪単価:36,000円程度 ②赤水団地(残4区画) 面積:120坪程度 坪単価:26,000円程度 ③第二赤水団地(残8区画) 面積:120坪程度 坪単価:28,000円程度(牧園地区) ①牧園中央団地(残3区画) 面積:100坪程度 坪単価:75,000円程度 ②万膳団地(残2区画) 面積:110坪程度 坪単価:17,500円程度 ③中津川団地(残1区画) 面積:91坪 坪単価:22,000円 ④持松団地(残1区画) 面積:123坪 1坪当り月50円で貸付し、20年間の貸付後、無償で払い下げる。(霧島地区) ①戸崎団地(残1区画) 面積:100坪 坪単価:37,710円(福山地区) ①牧之原高原団地(残11区画) 面積:63坪～81坪 坪単価:30,000円～45,000円
霧島市	住宅	定住促進用分譲地購入特典制度	<p>霧島市土地開発公社の分譲地の購入希望者に対して、条件に応じて最大50%の土地価格の値下げを行います。</p> <p>(国分地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①塚脇団地(残24区画) 面積:120坪程度 坪単価:21,000円程度(隼人地区) ①浜之市団地(残1区画) 面積:73坪 坪単価:80,000円 ②姫城団地(残1区画) 面積:75坪程度 坪単価:86,000円程度(福山地区) ①牧之原高原団地(残11区画) 面積:63坪～81坪 坪単価:30,000円～45,000円 <p>(要件及び割引率)</p> <p>上記の分譲地の購入希望者で、次のような条件の方が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、子育て支援制度 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満のお子様がいいらっしゃる方(妊娠中の方も含みます) ⇒土地価格の10%引き(対象の子が2人以上20%) 2、シニア支援制度 <ul style="list-style-type: none"> ・購入した土地に建てる住宅に55歳以上の方が入居(同居)する世帯 ⇒土地価格の10%引き(対象者が2人以上20%) 3、複数区画購入割引制度 <ul style="list-style-type: none"> ・同一団地(塚脇・牧之原高原)内で2区画以上購入する方または親子・兄弟姉妹等で複数区画を購入する方 ⇒土地価格の10%引き
霧島市	住宅	霧島市空き家バンク制度	<p>空き家を『売りたい』、『貸したい』とお考えの所有者及び管理者と、居住等するために空き家を活用したい利用希望者とのマッチングを支援する制度です。空き家の情報を、市のホームページなどで広く情報公開します。</p> <p>空き家の有効活用を通して、移住定住を促進し、地域活性化を図ることを目的としています。</p>
いちき串木野市	住宅	定住奨励金	<p>★ ○義務教育終了前までの子ども一人につき30万円(上限90万円)を補助します。</p> <p>○定住促進分譲団地に住宅を新築し定住する方で、かつ義務教育終了前まで(中学生以下)の子供のいる方が対象です。</p> <p>○該当する分譲団地は、ウッドタウン串木野住宅団地・羽島矢倉団地・小城団地・羽島松尾団地・芹ヶ野団地です。</p>
いちき串木野市	住宅	住宅建築(購入)補助金	<p>★ ○住宅の建築費・購入資金の5%(上限50万円)を補助します。</p> <p>○いちき串木野市外からの転入者で、市の定める定住促進分譲団地に住居を新築・取得した方が対象です。</p> <p>○該当する分譲団地は、ウッドタウン串木野住宅団地・羽島矢倉団地・小城団地・羽島松尾団地・芹ヶ野団地です。ただし、羽島矢倉団地・羽島松尾団地・芹ヶ野団地については、中学生以下の子を持つ場合、市内居住者も補助の対象となります。</p> <p>○夫婦のいずれかが40歳未満の場合20万円を補助します。</p> <p>○市内業者(本社所在)と建築請負契約又は売買契約の場合20万円を補助します。</p>
いちき串木野市	住宅	土地購入補助金	<p>★ ○土地購入費の10%(上限100万円)を補助します。</p> <p>○定住促進分譲団地に定住する方で、自宅の新築及び購入に付随する土地の購入をした方が対象です。</p> <p>○該当する分譲団地は、ウッドタウン串木野住宅団地・羽島矢倉団地・小城団地・羽島松尾団地・芹ヶ野団地です。</p>
いちき串木野市	住宅	定住促進住宅事業	<p>★ ○酔之尾東団地を定住促進住宅(子育て支援住宅)として利用できます。</p> <p>○18歳以下のお子様1人につき、1,000円の家賃減額助成があります。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
いちき串木野市	住宅	住宅リフォーム事業補助	<p>★ ○20万円以上の工事に対して、15%の補助をします。(限度額:15万円)</p> <p>○自宅のリフォーム工事等を、市内業者(本社が市内)が行うことが条件となります。</p> <p>○外構工事・倉庫・車庫の増築及び設備機器等の購入で改修工事が伴わないものは対象外です。</p> <p>○工事が平成30年3月までに完了することが条件になります。</p>
いちき串木野市	住宅	住宅用太陽光発電システム設置事業補助金	<p>★ ○市内に居住(又は居住予定)し、住宅の太陽光発電システムを設置する方に対して補助をします。</p> <p>《市内業者からの購入もしくは設置》 上限額6万円(1kwあたり2万円)</p> <p>《それ以外の場合》 上限額3万円(1kwあたり1万円)</p>
南さつま市	住宅	移住者住宅取得補助金	<p>★ 平成24年4月1日以降に、南さつま市へ移住し、新たに住宅を取得した方に補助金を交付します。</p> <p>1 交付対象者 移住者の世帯責任者で、次の各号のいずれにも該当する方になります。 (1)基準日(平成24年4月1日)以後に市外から本市へ移住し、自ら定住するため、市内に床面積が40㎡以上の住宅を新築したか、同面積以上の新築住宅又は中古住宅を購入した方(プレハブ等簡単な住居は除く)</p> <p>(2)市外から本市に移住した方で、本市を離れて5年以上経過している方</p> <p>(3)(1)の住宅に5年以上定住する方</p> <p>(4)居住地の自治会に加入した方</p> <p>(5)市町村民税に滞納のない方</p> <p>2 補助金の額</p> <p>【基本額】</p> <p>○新築住宅の建築又は新築住宅を購入した場合 50万円</p> <p>○中古住宅を購入した場合 30万円</p> <p>【加算額】</p> <p>○加算区域内で新築・住宅の購入をする場合 20万円</p> <p>○中学生以下の被扶養者がいる場合 1人当たり20万円 (世帯員として住民基本台帳等に記録等されている者。)</p> <p>○本市内の建築業者と工事請負契約を締結した場合 30万円 (市内の建築業者とは、本制度の適用を受けるため、本市に申請し登録された業者をいう。)</p> <p>※ なお、交付限度額は140万円となります。</p>
南さつま市	住宅	移住者住宅リフォーム補助金	<p>★ 平成24年4月1日以降に本市へ移住する方が、快適な生活を営むことができるように補助金を交付します。</p> <p>1 交付対象者 移住者の世帯責任者で、次の各号のいずれにも該当する方になります。 (1)基準日(平成24年4月1日)以降に市外から本市へ移住し、自ら定住するための自己所有の住宅をリフォームする方</p> <p>(2)市外から本市へ移住する方で、本市を離れて5年以上経過している方</p> <p>(3)リフォーム代金が30万円以上の方 (本市のほかの助成金、国等の公的補助金を受けていないこと)</p> <p>(4)リフォームした住宅に、引き続き5年以上定住する方</p> <p>(5)居住地の自治会に加入する方</p> <p>(6)市町村民税に滞納のない方</p> <p>(7)リフォームを市内施工業者と請負契約された方</p> <p>2 補助金の額</p> <p>○移住者が加算区域内でリフォーム工事を行った場合 ・リフォーム工事に係る経費(消費税を含め30万円以上の工事に限る。)</p> <p>・補助対象経費の2/3に相当する額とし、50万円を限度とする。</p> <p>○移住者が加算区域外でリフォーム工事を行った工事 ・リフォーム工事に係る経費(消費税を含め30万円以上の工事に限る。)</p> <p>・補助対象経費の2/3に相当する額とし、30万円を限度とする。</p> <p>3 対象となる工事 住宅の安全性、耐久性、耐震性及び居住性を向上させるために行う、既存の住宅の増改築、修繕・模様替え等 (対象とならない工事もありますので、詳しくはお問い合わせください。)</p>
南さつま市	住宅	移住定住促進補助金	<p>★ 南さつま市では、市が分譲した宅地の売却促進と移住定住の促進を図るとともに、市内経済の活性化を図るため、市が定める対象地を購入し、住宅を新築した移住定住希望の方に補助金を交付します。</p> <p>1 交付対象者 移住者又は定住者の世帯責任者で、次の各号のいずれにも該当する方になります。 ただし、本市内における公共工事に伴う移転により対象地を購入し、住宅を新築する方を除きます。 (1)基準日(平成22年5月25日)以後対象地を購入し、及び住宅を新築して、基準日から平成31年3月31日までに申請する方 (世帯員による対象地の購入又は住宅の新築の場合を含む。)</p> <p>(2)前号の住宅以外に本市内に住宅を有しない方</p> <p>(3)定住地の自治会に加入した方</p> <p>(4)市町村民税等に滞納がない方</p> <p>2 補助金額</p> <p>【基本額】</p> <p>○移住者である場合 100万円 初回は40万円を交付し、残りは次年度以後4年間に亘り各年度ごとに15万円を交付する。</p> <p>○定住者である場合 50万円 初回は20万円を交付し、残りは次年度以後4年間に亘り各年度ごとに7万5千円を交付する。</p> <p>【加算額】</p> <p>○加算区域内の対象地を購入する場合 100万円 初回は40万円を交付し、残りは次年度以降4年間に亘り各年度ごとに15万円を交付する。</p> <p>○被扶養者がいる場合 1人当たり20万円 (世帯員として住民基本台帳等に記載等がされている者のうち、15歳に達する日の属する年度の3月31日までの間にあるものをいう。)</p> <p>初回到全額交付する。</p> <p>○南さつま市内の建築業者と工事請負契約を締結した場合 30万円 (市内の建築業者とは、本制度の適用を受けるため、本市に登録された業者をいう。)</p> <p>初回到全額交付する。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	住宅	浄化槽設置整備事業補助金	<p>★ 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽を設置する方へ補助金を交付します。</p> <p>1.補助対象者 漁業集落排水事業、農業集落排水事業等の対象区域を除く市内全域において、専用住宅(賃貸住宅を除く)に浄化槽(10人槽以下)を設置する方です。</p> <p>2.補助内容 5人槽: 332,000円 6~7人槽: 414,000円 8~10人槽: 548,000円 ※単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に変更する場合、上記金額に9万円を加算します。</p>
南さつま市	住宅	空き家バンク	<p>★ 空き家の有効利用を通して本市への定住促進による地域の活性化を図るために、空き家情報の提供を行うものです。http://www.city.minamisatsuma.lg.jp/shimin/sumai-tochi/akiyabank/</p>
志布志市	住宅	定住促進住宅用地分譲事業	<p>★ 住環境良好な宅地の分譲を実施します。</p> <p>1 対象者 ア 志布志市に定住する意志をもち、土地購入後3年以内に自ら居住する住宅を建築し、居住される方。 イ 契約者は18歳以上で、同居される親族がおられる方。</p>
志布志市	住宅	地域活性化住宅事業	<p>★ 児童数の減少を防ぎ、地域の活性化を図るために、地域活性化住宅(賃貸)を設置しています。</p> <p>家賃については、小学生以下の児童がいる世帯は3万円、それ以外は3万5千円になります。</p> <p>1 入居資格 ア 現に同居し、または同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方、その他婚姻の予約者を含む)がいる方。 イ 市町村税の滞納がない方。 2 優遇順位 ア 市外居住者で、小学校の子が同居する方。 イ 市外居住者で、未就学児が同居する方。</p>
志布志市	住宅	賃貸住宅家賃助成事業	<p>★ 本市への企業の立地を促進し、産業の振興及び安定的な雇用機会の拡大を図り、ひいては雇用に伴う移住者及び定住人口の増加を図るため、就職等を機に賃貸住宅を利用して、本市へ転入する移住者に対し、予算の範囲内で家賃の助成を行います。</p> <p>1 補助金対象者 ア 本市と立地協定を締結し、企業立地促進補助金を交付されている事業所に平成29年4月1日以降の採用であること。 イ 採用を機に本市に転入し移住者となった方で本市に5年以上居住する意思があること。 ウ 就職日の年齢が18歳以上の方で、世帯員すべての住民票の住所及び現住所が本市にあること。 エ 申請者及び世帯員すべてに市税等の滞納がなく、生活保護法の規定による保護を受けていないこと。 オ 社宅、官舎、社員寮等の事業主から貸与されている住宅、市営住宅、県営住宅、公社・公団住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅でないこと。 カ 2親等以内の親族が所有する住宅及び賃貸住宅でないこと。</p> <p>2 補助金額 家賃から住居手当を差し引いた金額の2分の1(千円未満は切り捨て) ※月額上限2,000円</p> <p>3 対象期間 12月以内。ただし、対象期間が企業立地促進補助金の交付年度を越える場合は、交付最終年度末までが補助金の対象期間となります。</p>
志布志市	住宅	空き家バンク	<p>★ 空き家や空き地を有効活用することにより、定住促進や地域活性化を図ることを目的として、市が空き家情報の提供を行うものです。</p> <p>利用希望者から取引の申し出があれば、所有者に連絡いたします。その後は、双方または登録事業者による仲介での交渉となります。</p> <p>http://www.city.shibushi.lg.jp/akiya/akiya-bank.html</p>
志布志市	住宅	移住定住促進事業補助金	<p>★ 本市の補助対象地区へ本市外から移住する方を対象に、土地の購入に係る取得経費及び住宅の新築又は購入に係る取得経費の総額の5分の1(上限あり)及び子ども補助金を助成します。</p> <p>※住宅取得補助金、子ども補助金ともに交付条件があります</p> <p>1 住宅取得補助金 (1) 基準日以後に補助対象地区に住宅を新築し、又は築後3年未満の建売住宅を購入した場合 転入日において満50歳以下の方は、最高100万円を助成します。 (2) 基準日以後に補助対象地区に存する築後3年以上の建売住宅又は中古住宅を購入した場合 転入日において満50歳以下の方は、最高50万円を助成します。</p> <p>2 子ども補助金 中学生以下の子どもがいる場合、子ども一人当たり10万円を助成します。</p>
志布志市	住宅	住宅リフォーム助成事業	<p>★ 個人住宅の修繕、改修、増築に対して、助成対象工事費の15%に相当する額(上限15万円)を助成します。</p> <p>1 助成対象者 ア 市内に居住し、住民登録又は外国人登録を有する方。 イ 市税等を滞納していない方。 ウ 耐震診断及び耐震改修工事においては、木造住宅の所有者。 エ 過去に市から同様の助成金の交付を受けていない方。</p>
志布志市	住宅	空き家リフォーム助成事業	<p>★ 志布志市において新たな定住者を確保し、健全なコミュニティの保持、地域づくり及び空き家の有効活用を図るため、空き家の修繕、補修、改築、増築及び家財道具等の処分についてかかる費用の一部を助成いたします。</p> <p>1 助成対象者 ア 市内に居住し、住民登録又は外国人登録を有する方。 イ 市税等を滞納していない方。 ウ 耐震診断及び耐震改修工事においては、木造住宅の所有者。 エ 過去に市から同様の助成金の交付を受けていない方。</p>
志布志市	住宅	交流体験施設【体験型】	<p>★ 田舎暮らしを体験できる簡易施設(有明農業歴史資料館・体験館) (1泊1,000円) ※5名以上40名以下で1泊1団体です。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
奄美市	住宅	定住促進支援事業	<p>★ 地域の活性化と地域コミュニティの育成を目的として、その担い手となる方々(島外からの移住者)に提供する定住促進住宅を整備しております。</p> <p>【戸数】名瀬地区:14戸、住用地区:4戸、笠利地区:11戸 【家賃】名瀬地区:34,000円、住用地区:17,000円～18,000円、笠利地区:20,000円～28,000円 入居にあたっては、次のことが条件となります。</p> <p>(1)地域活性化の担い手となる者 (2)現に同居し、又は同居しようとする親族(婚約者も含む)があること。 (3)入居の申込時において住所を有する市町村の税金等の滞納がないこと。 (4)住所を本市に有し、又は入居後、本市に移すことが確実であること。 (5)入居者及び同居者が暴力団員でないこと。 (6)住宅への入居期間が、最大で10年間(定期借家契約)であることを承諾すること。</p>
奄美市	住宅	移住・定住住宅購入費・リフォーム助成金	<p>★ ●移住・定住住宅購入費助成 移住者が新築・中古住宅を購入する際に最大100万円助成</p> <p>★ ●移住定住促進住宅リフォーム助成金 ・空き家の所有者が移住者に貸し出すことを目的に、戸建て住宅をリフォームする費用の1/2を助成(最大100万円) ・奄美市内の戸建て住宅を借りる移住者が所有者の了解を得てリフォームする場合、その費用の1/2を助成(最大100万円)</p>
南九州市	住宅	移住定住促進対策補助金(新築・中古住宅取得、リフォームに対する補助)	<p>★ 本市に移住定住を希望する者の住宅希求に対応し、定住化の促進、自治会及び市内経済の活性化を図るため、本市に移住定住することを目的として住宅の取得等(新築・建売購入、中古住宅購入、リフォーム)を行う者に対して補助を行うものです。</p> <p>【補助額】 【基本額】20万円 【加算額】次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内に本社がある建築業者と、新築・建売購入又はリフォームの契約をした場合 20万円 ○ 市外居住者が分譲団地を購入した場合 100万円 ○ 市外居住者が新築・建売購入又は中古住宅購入した場合 土地代の1/5(50万円上限) ○ 市外居住者がリフォームした場合 土地代の1/5(20万円上限) <p>【交付要件】 (1) 自治会に加入し、自治会活動に協力しようとする者 (2) 住宅の取得又はリフォーム後、速やかに当該住宅に入居し、引き続き5年以上居住しようとする者 (3) 現に本市内において、維持管理を行っている住宅を所有していない者 ただし、市外居住者が転入し、リフォームを行う場合を除く。 (4) 住宅の移転補助又は移転補償の対象となった住宅の代替えとして住宅の取得をしようとするものではない者 (5) 住宅の取得に係る経費(土地代は除く。)又はリフォームに係る経費(以下「住宅取得経費等」という。)が、200万円以上であること。 (6) 市内居住者が補助金を申請する場合は、当該申請者は補助金交付申請日において50歳未満の者とする。 (7)市内居住者が、出身自治会内の現に居住する住宅をリフォームした場合は、補助対象外とする。</p>
南九州市	住宅	空き家情報提供「空き家バンク」	<p>★ 南九州市への移住(または定住)を検討している方に、空き家バンク登録物件をホームページ上で公開し情報提供するもの。</p> <p>【ホームページ】 http://www.city.minamikyushu.lg.jp/ →「移住定住情報(画面左のバナー)」→ 空き家バンク</p>
南九州市	住宅	住宅団地の分譲	<p>★ 定住促進により地域活性化を推進するため、住宅用地を整備し分譲しています。</p> <p>【分譲中の区画】 ①南野元住宅団地(南九州市川辺町) ②知覧みずほ団地(南九州市知覧町) ③上山田有木住宅団地(南九州市川辺町)</p>
南九州市	住宅	浄化槽設置整備事業補助	<p>★ し尿の他に、台所・洗濯・風呂などの生活雑排水を合わせて処理する「合併処理浄化槽」を設置する方に補助金を交付しています。</p> <p>【対象者】専用住宅に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方 【対象地域】公共下水道事業計画区域及び農業集落排水整備事業実施区域以外の市内全域 合併処理浄化槽の設置に要する経費 (新規設置の場合) 5人槽 166,000円 6人槽～7人槽 207,000円 8人槽～10人槽 274,000円 (単独処理浄化槽からの設置換えの場合) 5人槽 482,000円 6人槽～7人槽 564,000円 8人槽～10人槽 698,000円 (くみ取り便槽からの設置換えの場合) 5人槽 432,000円 6人槽～7人槽 514,000円 8人槽～10人槽 648,000円</p> <p>※ 単独処理浄化槽を撤去した場合は、その経費(上限9万円)を上記金額に加算した額を補助します。</p>
伊佐市	住宅	木造住宅整備補助金	<p>★ 市内建築業者を利用した木造住宅の新築及び増改築に係る対象経費に対して補助金を交付します。工事着工前に申請が必要です。</p> <p>【対象】 ・市内に住所を有する方(申請年度の3月末までに転入し、居住する方を含む) ・市内の建築業者を利用し、新築は300万円以上、増改築は50万円以上の建築工事であること</p> <p>【補助金額】(基本額) ・新築の場合、対象経費の10%(上限30万円)。製材加算・年齢加算・移住加算あり ・増改築の場合、対象経費の10%(上限10万円)。年齢加算・移住加算あり</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
伊佐市	住宅	合併浄化槽設置補助	<p>★ 生活排水による河川等の水質汚濁を防止するため、農業集落排水事業の処理対象区域を除く個人の専用住宅に合併処理浄化槽を設置する人（新築及び単独処理浄化槽または汲み取り式から合併処理浄化槽へ切り替えをする人）なお、市内に事業者を置いている業者が施工したものに限り上乗せ補助を実施します。 ※必ず着工前にご相談ください。</p> <p>【補助金の額】 5人槽：332,000円 7人槽：414,000円 10人槽：548,000円</p> <p>【上乗せ補助】 ○汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換した場合：100,000円 ○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換した場合：70,000円 ○新築住宅に設置する場合：50,000円</p> <p>【単独処理浄化槽からの切り替え補助】 単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置した場合、別途最大9万円補助されます。</p>
伊佐市	住宅	移住体験住宅【体験型】	<p>★ 伊佐市への移住を考える方が、実際に伊佐での暮らしを体験するための住宅です。 （利用者はツーリズム体験も可能） ◎使用料は1泊2,000円（水道光熱費込） ◎使用期間は1泊～最長1カ月 伊佐市への移住を真剣に考えている方</p>
始良市	住宅	空き家バンク制度	<p>★ 始良市における空き家の情報を提供することにより、空き家の有効活用を図り、定住の促進及び地域活性化に活かすことを目的としたものです。</p> <p>【事業の流れ】 ①賃貸・売却物件の登録 賃貸・売却物件の登録希望者は、市へ登録申込書を提出する。 ②現地調査 市の担当者と担当業者が現地の物件を確認。所有者も同行。（代理も可） ③空き家バンク登録・情報提供 調査後、物件台帳へ登録し、市のホームページ及び窓口で広く情報を提供する。 ④物件の交渉・契約 入居希望の申し出があれば、所有者へ連絡する。契約交渉は、仲介業者・所有者・利用希望者の3者で行う。</p> <p>【登録できる物件】 ・始良市内にある、個人が居住を目的として建築した戸建て住宅で、空き家となっているもの（予定も含む）。</p> <p>【登録できる人】 ・空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる方。 ※交渉・契約の仲介業者は、始良市が協定を結んでいる宅建協会・全日本不動産協会の会員が行う。</p>
始良市	住宅	空き家リフォーム事業補助金	<p>★ 始良市内に存在する空き家の有効活用を図るため、空き家の「リフォーム」及び「家財道具等の処理・撤去」に対して補助を行います。</p> <p>①空き家リフォーム 空き家の修繕、補修、更新等にかかる費用について補助。（対象工事の費用が30万円以上であること） 補助金額は、補助対象経費の30%。ただし、限度額30万円。</p> <p>②家財道具等の撤去 空き家を利用するための不要物の撤去にかかる費用について補助。（対象工事の費用が10万円以上であること） 補助金額は、補助対象経費の30%。ただし、限度額10万円。</p> <p>【対象となる物件】 ・市内に存在する、個人が自己の居住等を目的として建築された戸建ての住宅。 ・入居予定者がおり、売買契約又は賃貸契約が締結された物件。 ・既に入居者がいて申請する場合、売買契約又は賃貸契約が締結されて、3ヶ月以内の物件。</p> <p>【対象となる方】 空き家の所有者又は利用者であって、次の条件をすべて満たす方。 ・3親等内の親族間での空き家の売買若しくは賃貸等でないこと。 ・補助金の交付を受けようとする者に市税等の滞納がないこと。 ・地域の活性化の推進に協力する意思を有していること。</p> <p>【要件】 ・市内の施行業者がリフォームを行うこと。 ・リフォーム後3年間は、空き家の転売及び処分を行わないこと。 ・事前に申請し、補助金交付決定後に着工すること。 ・補助金の申請年度内にリフォーム等及び実績報告が完了すること。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
始良市	住宅	合併処理浄化槽設置費補助制度	<p>★ 川や海をきれいにするために、生活排水対策として、トイレの汚水だけでなく、台所や洗濯などの雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽(新設を除く。)を設置する場合に、予算の範囲内で補助金を交付します。</p> <p>※補助金交付申請は、必ず浄化槽設置前に行わなければなりません。設置後の申請は、認められません。</p> <p>【交付対象者】 地域下水処理区域や農業集落排水処理区域を除いた地域で、専用住宅または併用住宅(延床面積の2分の1以上が居住用の建物)に10人槽以下の合併処理浄化槽(新設を除く。)を設置しようとする個人の方(販売を目的とするものなど、条件により対象外となるものがあります)。</p> <p>【対象となる浄化槽】 生物化学的酸素要求量(BOD)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/リットル以下の機能を有するもの。その他、始良市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に規定する機能を有するもの。</p> <p>【補助金の限度額】 ①単独処理浄化槽または汲み取り便槽からの転換 5人槽:387,000円 6~7人槽:469,000円 8~10人槽:603,000円 ②合併処理浄化槽の設置替え 5人槽:210,000円 6~7人槽:270,000円 8~10人槽:330,000円 ※単独処理浄化槽からの転換で、既存を撤去した場合、90,000円を加算 ※単独処理浄化槽または汲み取り便槽からの転換を市内業者が施工した場合、30,000円を加算</p>
始良市	住宅	定住促進住宅	<p>★ 始良市では、山田地区、漆地区、西浦地区に定住促進住宅があります。それぞれ入居の条件や家賃、募集の時期等が異なりますので詳細は建築住宅課へお問合せください。</p>
始良市	住宅	ふるさと移住定住促進事業	<p>★ 始良市の中山間地域における、市外からの転入者、市内からの転居者に対し補助を行います。</p> <p>① 補助対象地区に新築又は築後3年未満の建売住宅を購入した場合 ・住宅取得補助金 50歳以下の場合200万円、50歳超65歳未満の場合100万円(土地購入経費及び、新築又は購入に係る取得費の1/2) ・引越費用補助金 市外からの転入の場合10万円、市内からの転居の場合5万円(引越しに要した経費の1/2 ただし、その経費が5万円以上) ・子ども補助金 小学生以下の被扶養者1人あたり30万円(限度額100万円)</p> <p>②補助対象地区の築後3年以上の建売住宅又は中古住宅(2新等以内の所有物件を除く)を購入した場合 ・住宅取得補助金 50歳以下の場合100万円、50歳超65歳未満の場合50万円(購入に係る取得費の1/2) ・住宅増改築等補助金 50歳以下の場合100万円、50歳超65歳未満の場合50万円(増改築に要した経費の1/2 ただし、その経費が50万円以上) ・引越費用補助金 市外からの転入の場合10万円、市内からの転居の場合5万円(引越しに要した経費の1/2 ただし、その経費が5万円以上) ・子ども補助金 小学生以下の被扶養者1人あたり30万円(限度額100万円)</p> <p>③補助対象地区内の賃貸住宅を借用した場合 ・家賃補助金 1月1万円とし、24月まで補助する(月額賃料の1/2) ・住宅増改築等補助金 50万円(増改築に要した経費1/2 ただし、その経費が30万円以上) ・引越費用補助金 市外からの転入の場合10万円、市内からの転居の場合5万円(引越しに要した経費の1/2 ただし、その経費が5万円以上)</p> <p>※ ①、②については5年以上継続して居住すること、③については3年以上継続して居住することを交付条件としています。</p>
三島村	住宅	定住促進住宅建設事業	<p>★ UJターン者を入居させるための住宅建設</p>
十島村	住宅	定住促進住宅(村営住宅)	<p>★ 村営住宅(村が新規で建設した住宅)</p> <p>(1)家賃 I型住宅(世帯用) 月8,000円 II型住宅(単身用) 月6,000円</p> <p>(2)敷金 I型住宅(60㎡以上)15万円 それ以外、5万円 犬・猫のペットを飼う場合10万円プラス 所得及び居住年数による使用料の割増あり</p>
十島村	住宅	定住促進住宅(空き家住宅)	<p>★ 村営住宅(村が空家を改修した住宅)</p> <p>(1)家賃 月5,000円 (2)敷金 50,000円 ※犬・猫のペットを飼う場合10万円プラス 所得及び居住年数による使用料の割増あり</p>
十島村	住宅	体験宿泊施設(十島開発総合センター)【体験型】	<p>★ 総合センターを改修し、Uターン者向けの体験住宅として活用している。(1泊1,000円)</p>
十島村	住宅	住宅貸付資金	<p>★ ○住宅を新築または住宅の購入に必要な資金(1,500万円以内) ○住宅の改築及び増築に必要な資金(300万円以内) ○民宿を経営する目的で新・増築に必要な資金(2,250万円以内) * 貸付条件…貸付利率:無利子 貸付期間:25年以内 償還方法:年賦償還 延滞利息:延滞元利金につき年14.6% 貸付金の償還が75歳迄に終了すること 本村に住所を有するもので住所を定めてから1年以上経過している者</p>
十島村	住宅	定住促進資金交付事業(住宅等対策)	<p>★ 本村に住所を定めてから1年以上経過している者で転入の日から10年を経過していない者 ○住宅を新築または取得した者に対して、100万円または取得に要した費用のいずれか少ない方の額を交付する。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
十島村	住宅	浄化槽設備修繕費補助金	★ ○十島村内に住民票を有する方の住居用の建物に設置されている合併処理浄化槽の本体およびブロワー又は排水ポンプ等を修繕した管理者に、予算に応じてその修繕に要した費用の一部を補助します。 ・補助金額は30万円を上限とし、世帯主が70歳以上の場合修繕に要した額の3分の2、それ以外は2分の1に相当する額(1,000円未満の端数は切り捨てる)とします。
さつま町	住宅	移住定住促進補助金	★ さつま町に転入する際や、町内間で転居・建替を行う方が住宅を建設・購入・する場合、最高170万円＋子育て加算の補助金を給付します。 下記(1)、(2)のいずれかの条件に当てはまり、(3)、(4)の条件を満たす方が対象となります。 (1)さつま町に定住することを目的として、住宅の建設や購入を行う場合。 (2)さつま町内間で転居(建替)し、住宅の建設や購入を行う場合。 (3)居住地域の自治公民会へ加入すること。 (4)町税等の滞納がないこと。 ※対象条件については、担当窓口へお尋ねください。 問合せ先 さつま町役場 企業誘致対策室 企業誘致係 (電話)0996-53-1111
さつま町	住宅	移住体験ハウス「さつま体験宿」	いなか暮らしを検討している方を対象とした、移住体験ハウスを提供いたします。 移住体験ハウス「さつま体験宿」は、町の中心部に位置し、生活用具を完備する自炊施設です。 利用は1泊から最大30泊まで利用することができ、同時に2室提供することが可能です。 【利用料】 1泊～ 5泊 1泊あたり2,000円 5泊～15泊 1泊あたり1,000円 16泊～30泊 1泊あたり 500円 家具、家電あり。Free Wi-Fi完備。周辺にはスーパー、コンビニ、飲食店もあるため、移住後の生活をイメージしやすい場所に位置しています。
さつま町	住宅	空き家情報バンク制度	★ さつま町にある空き家の所有者と賃貸・売買を希望する者のマッチングを図り、空き家の利活用を図る制度です。 (空き家の管理については、所有者が自ら行う「直接型」と、町内不動産事業者が仲介を行う「間接型」の2種類があります) ・空き家の賃貸及び売買を希望する方は、空き家利用希望登録申込書の提出が必要です。 ・賃借・売買希望者は、契約成立後、さつま町に住民登録を行い、地域の自治会(公民会)への加入が必要となります。
さつま町	住宅	小型合併処理浄化槽設置整備補助	★ 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付します。 (時吉地区広瀬地区田原地区のうち農業集落排水施設整備区域は補助対象外となります。) <補助額> 5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円
長島町	住宅	定住促進空き家活用事業	★ 空き家を有効活用し、移住者に対し貸し出す際に所有者が行う家屋の改修等に要する経費に対し補助する。 1 対象住宅(いずれかに該当) 長島町空き家バンクに賃貸を目的として家屋を登録した者 2 要件 5年以上賃貸住宅として使用する。 3 助成内容 対象事業経費の2分の1を助成します。限度額は150万円です。
長島町	住宅	空き家バンク制度	★ 長島町に存する空き家に関する登録並びに、長島町に定住することを目的とした空き家の利用を希望するものに関する登録及び利用者に対し、空き家の紹介を行うシステム
湧水町	住宅	宅地分譲事業	★ 住環境良好な宅地分譲の実施 ○塔之原第2ニュータウン(残り1区画) ○上場地区分譲地(残り3区画) 【問い合わせ先】 湧水町役場 企画課 0995-74-3111
湧水町	住宅	浄化槽設置整備事業補助金	★ 【補助目的】 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置者へ補助金を交付する。 【補助対象】 町内において、専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 【補助金額】 5人槽 332,000円 6～7人槽 414,000円 8～10人槽 548,000円 【その他】 既設の単独処理浄化槽から小型合併処理浄化槽に更新する(建築物の建て替えによる場合を除く。)者には、上記金額に90,000円を加えた額を上限とする。 【問い合わせ先】 湧水町役場 保健衛生課 環境係 0995-74-3111
大崎町	住宅	空き家等バンク制度	★ 町内の空き家や空き地の情報をホームページ等掲載し、利用したい人に紹介する制度です。 1 対象物件 町内に点在する空き家、空き地(※) (※)空き地とは、住宅などの建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある土地をいいます。農地は対象となりません。 2 要件 申請者は、所有者など所有権その他の権利を有し、物件の売買若しくは賃貸を行うことができる方に限ります。 3 対象期間 大崎町ホームページにおける情報公開期間は、登録日より2年間です。 (ただし、改めて登録申し込みを行うことにより再登録することができます。)

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
大崎町	住宅	宅地分譲事業	<p>★ 本町の造成した宅地を、住宅を必要とする方に対し分譲または貸付します。</p> <p>1 譲受者の要件</p> <p>(1) 定住促進住宅用地に永住し、当該地を住所地とすることができる者。</p> <p>(2) 年間所得が150万円以上ある者。</p> <p>(3) 申請時点での満年齢が、18歳以上、50歳未満である者、もしくは町内保育所、学校等に通学する予定の扶養親族がいる者。</p> <p>(4) 家族構成が本人を含めて2名以上であること(1年以内に婚姻予定の者を含む)。</p> <p>(5) 分譲の契約締結の日から2年以内に住宅の建築工事に着手できる者。</p> <p>(6) 納税に滞納が無いこと。</p> <p>(7) 本人およびその家族が、暴力団関係者でないこと。</p> <p>(8) 地元自治公民館に加入すること。</p> <p>2 禁止事項</p> <p>(1) 貸付け又は分譲を受けた土地を第三者に転貸すること。</p> <p>(2) 分譲を受けた土地を町長の許可なく第三者に譲渡すること。</p> <p>(4) 町長の許可なく土地の形状を変更すること。</p> <p>(4) 借受者が、貸付料を滞納すること。</p> <p>(5) その他居住環境に支障を来す行為をすること。</p>
大崎町	住宅	空き家リフォーム促進事業	<p>★ 町内にある空き家を利活用するために修繕等を行った場合、改修に要した経費の一部を助成します。</p> <p>1 補助対象</p> <p>(1) 個人が自ら居住することを目的に建築した住宅</p> <p>(2) 1年以上継続して居住していない住宅</p> <p>(3) 築10年以上経過した住宅</p> <p>※アパート、マンションや賃貸住宅として利用されていたものは対象となりません。</p> <p>2 補助対象者</p> <p>(1) 賃貸または売却を目的に空き家を改修する空き家の所有者等</p> <p>(2) 居住目的で使用賃貸または賃貸借した空き家を改修する方</p> <p>3 補助要件(次に掲げる要件全てに該当する方)</p> <p>(1) 市区町村民税等に滞納がないこと。</p> <p>(2) 町内の建築業者等(個人事業主を含む)に空き家の改修を発注すること。</p> <p>(3) 申請年度内に工事が完了すること。</p> <p>(4) 改修に要する経費が30万円以上であること。</p> <p>(5) 町、県および国が行う他の補助制度の対象とならないこと。</p> <p>(6) 改修後、賃貸や売却のほか自己または親族等が居住するなど活用すること。</p> <p>→賃貸や売却に当たっては、「空き家等バンク制度」に登録すること。</p> <p>4 補助対象経費</p> <p>(1) 住宅の機能回復または向上のための修繕、模様替え、設備改善に要する経費</p> <p>※直接居住に要しない部分(倉庫や外構、店舗部分など)の改修や備品の購入等は対象となりません。</p> <p>(2) 家財道具等の運搬及び廃棄に要する経費。</p> <p>5 補助金額</p> <p>補助対象経費の2分の1以内で50万円を上限とします。なお、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとします。</p> <p>6 申請上の注意</p> <p>改修工事着工前に申請書類を提出し、町より交付決定を受けてください。改修中、改修後の申請については受理できません。</p>
大崎町	住宅	定住促進賃貸住宅家賃補助事業	<p>★ 転入世帯および新婚世帯が町内の賃貸住宅に入居した場合、家賃の一部を助成します。</p> <p>1 補助対象者</p> <p>転入世帯または新婚世帯の世帯主で、次に掲げる要件すべてに該当する方</p> <p>(1) 世帯全員が大崎町に住所を有する者</p> <p>(2) 町内の民間賃貸住宅に新たに入居する者</p> <p>(3) 3万円を超える民間賃貸住宅の家賃を支払っている者</p> <p>(4) 世帯全員が市区町村民税等を滞納していない者</p> <p>※転入世帯…転入の日から民間賃貸住宅に入居した日までの期間が1年未満の者かつ転入の前3年間に町内に住所を有していなかった者の属する世帯</p> <p>※新婚世帯…婚姻届出後2年未満で、かつ申請年度の末日において夫婦いずれもが40歳未満である世帯</p> <p>2 補助期間</p> <p>補助要件を具備した月(月の途中入居の場合は、その翌月)から起算して24月間</p> <p>3 補助金額</p> <p>毎月の家賃から住宅手当等を減じて得た額の2分の1の額(千円未満の端数は切り捨て)となります。ただし、次の世帯主の区分に応じて定める金額を上限とします。</p> <p>(1) 転入世帯の世帯主 月額1万円(公的住宅の場合 月額5千円)</p> <p>(2) 新婚世帯の世帯主 月額1万円(公的住宅の場合 月額5千円)</p> <p>(3) 転入世帯かつ新婚世帯の世帯主 月額2万円(公的住宅の場合 月額1万円)</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等																					
大崎町	住宅	定住住宅取得補助事業	<p>★ 町内に定住するために住宅を新築または購入した方に対し、取得に要した経費の一部を助成します。</p> <p>1 補助対象者 (1) 転入日前の2年間に町内に住所を有していなかった方が属する世帯(ただし世帯責任者は65歳未満) (2) 義務教育終了前の子を扶養している方、または、町内居住者で夫婦どちらかが40歳未満の世帯責任者</p> <p>2 補助要件(次に掲げる要件全てを満たす必要があります) (1) 申請日前の1年以内に住宅を新築または購入(中古住宅を含む)すること (2) 新築または購入した住宅に引き続き5年以上定住すること (3) 居住地の自治公民館に加入すること (4) 市区町村民税等に滞納がないこと</p> <p>※建て替えとみなされる場合は対象外となります。</p> <p>3 補助金額 住宅の取得経費の総額の5分の1を助成します。ただし、補助限度額は下記のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>・補助基本額</td> <td>1世帯につき</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>・転入者加算金</td> <td>1世帯につき</td> <td>50万円(転入者のみ対象)</td> </tr> <tr> <td>・子育て世帯加算金</td> <td>義務教育終了前の子が1人の世帯</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>義務教育終了前の子が2人以上の世帯</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>・地域活性化加算金</td> <td></td> <td>10万円</td> </tr> </table> <p>※下記の地区に住宅を取得した場合は、地域活性化加算金が補助されます。 【持留地区】…横内、黒石、上・中・下・西持留、大佐土原、下原、永吉集落 【釜ヶ宇都地区】…桜野、釜ヶ宇都、篠段、池段集落 【水之谷地区】…若松、上・中・下・東水之谷、籠谷、東川、上別府、馬場下集落</p> <p>4 対象期間 住宅を新築または購入の日(登記完了後)から1年以内 ※平成31年3月31日までの期間限定事業です</p>	・補助基本額	1世帯につき	20万円	・転入者加算金	1世帯につき	50万円(転入者のみ対象)	・子育て世帯加算金	義務教育終了前の子が1人の世帯	10万円		義務教育終了前の子が2人以上の世帯	20万円	・地域活性化加算金		10万円						
・補助基本額	1世帯につき	20万円																						
・転入者加算金	1世帯につき	50万円(転入者のみ対象)																						
・子育て世帯加算金	義務教育終了前の子が1人の世帯	10万円																						
	義務教育終了前の子が2人以上の世帯	20万円																						
・地域活性化加算金		10万円																						
大崎町	住宅	合併処理浄化槽補助事業	<p>★ 合併処理浄化槽を新たに設置する場合、経費の一部を助成します。</p> <p>1 対象者 公共下水道区域外で合併処理浄化槽を新たに設置する方</p> <p>2 補助金額</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>【新設/汲取り一合併】</td> <td>【単独一合併】</td> </tr> <tr> <td>(1) 5人槽(専用住宅130㎡以内)</td> <td>332,000円</td> <td>422,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 6~7人槽(専用住宅130㎡以上)</td> <td>414,000円</td> <td>504,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 8~10人槽(併用住宅、2世帯住宅など)</td> <td>548,000円</td> <td>638,000円</td> </tr> </table> <p>(4) 既存の単独浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合 (1)~(3)の補助金額に90,000円を限度として加算</p> <p>3 申請上の注意 (1) 申請に係る書類作成や提出等は、設置業者が代行しますので、申請者本人が手続きする必要はありません。 (2) 設置工事着工前に申請し、町より交付決定を受けてください。設置中、設置後の申請については受理できません。</p>		【新設/汲取り一合併】	【単独一合併】	(1) 5人槽(専用住宅130㎡以内)	332,000円	422,000円	(2) 6~7人槽(専用住宅130㎡以上)	414,000円	504,000円	(3) 8~10人槽(併用住宅、2世帯住宅など)	548,000円	638,000円									
	【新設/汲取り一合併】	【単独一合併】																						
(1) 5人槽(専用住宅130㎡以内)	332,000円	422,000円																						
(2) 6~7人槽(専用住宅130㎡以上)	414,000円	504,000円																						
(3) 8~10人槽(併用住宅、2世帯住宅など)	548,000円	638,000円																						
東串良町	住宅	合併浄化槽補助金制度	<p>★ 補助金の交付対象となる経費は、小型合併処理浄化槽の設置に要する費用とし、補助金の額は別表第2の1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の2欄に定める額とする。</p> <p>2 既存の単独浄化槽を撤去し、合併浄化槽を設置する場合は、それぞれ同表の3欄に定める額とする。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>1 人槽区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 補助額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 補助額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新築)</td> <td>(改造)</td> </tr> <tr> <td>5人槽</td> <td>221,000円(271,000円)</td> <td>422,000円(472,000円)</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>276,000円(326,000円)</td> <td>504,000円(554,000円)</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>365,000円(415,000円)</td> <td>638,000円(688,000円)</td> </tr> </table> <p>()内は、町内の施工業者に発注した場合の額</p> <p>【対象・条件等】 町長は、地域内において、専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。 (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに、小型合併処理浄化槽を設置する者 (2) 専用住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者 (3) 国、県及び町の施設並びにこれらに準ずる施設で小型合併処理浄化槽を設置する者</p>		1 人槽区分			2 補助額			3 補助額			(新築)	(改造)	5人槽	221,000円(271,000円)	422,000円(472,000円)	7人槽	276,000円(326,000円)	504,000円(554,000円)	10人槽	365,000円(415,000円)	638,000円(688,000円)
	1 人槽区分																							
	2 補助額																							
	3 補助額																							
	(新築)	(改造)																						
5人槽	221,000円(271,000円)	422,000円(472,000円)																						
7人槽	276,000円(326,000円)	504,000円(554,000円)																						
10人槽	365,000円(415,000円)	638,000円(688,000円)																						
東串良町	住宅	移住促進事業	<p>★ 町外から定住の意思をもって平成29年1月1日以後に本町に転入し、東串良町に住居票がある方で、次の要件をすべて満たしている方を対象とします。ただし、町外に3年以上住居票があった方に限ります。</p> <p>① 町内に住宅を新築もしくは購入し、当該住宅に居住している。 ② 当該住宅に引き続き5年以上居住する意思がある。 ③ 配偶者もしくは義務教育終了に満たない者を扶養している。 ④ 本町における居住地の振興会(自治会)に加入している。 ⑤ 過去3年度のわたり市町村民税の滞納がないこと。</p> <p>補助額・・・(新築の場合) 基本額15万円(最大115万円) ※基本額に次の要件でそれぞれ加算されます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養している義務教育終了未滿の者1人につき 10万円(最大30万円) ○ 町内の設計業者と契約した場合 10万円 ○ 町内の建築業者と契約した場合 50万円 ○ 柏原小学校校区に建築した場合 10万円 (購入の場合) 基本額15万円(最大55万円) <p>※基本額に次の要件で加算されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養している義務教育終了未滿の者1人につき 10万円(最大30万円) ○ 柏原小学校校区の住宅を購入した場合 10万円 <p>住宅を取得してから1年以内に申請</p>																					

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
東串良町	住宅	空き家改修事業	<p>★ 定住促進を図るとともに、空き家の有効活用と地域経済の活性化に資するため、本町の空き家バンクに登録した物件に対し改修に係る費用の一部を補助金として交付します。(予算の範囲内) (補助対象者) (1) 3親等内の親族間での空き家の売買若しくは賃貸又は無償での使用でないこと。 (2) 改修工事完了日から起算して5年間、空き家の転売及び処分を行わないことと宣誓すること。 (3) 町税等の滞納がないこと (4) 地域の活性化の推進に協力する意思を有していること。 (補助対象事業) (1) 町内の施工業者が施工する改修であり、当該年度内に完了すること。 (2) 所有者が行う改修については、空き家バンクに登録しており、改修後5年間は継続して貸与すること。 (3) 移住者が行う改修については、自ら定住する目的で購入又は賃借した空き家の改修であること。 (補助対象経費及び補助率) この補助金の交付対象となる経費は、住宅の機能向上のために行う修繕及び設備改善に要する経費とし、補助率を2分の1以内とする。ただし、1件当たりの補助金は50万円を限度とし同一物件に対し1回限り。</p>
錦江町	住宅	定住促進住宅事業	<p>★ 高校生以下の子どもを扶養している方が、控除対象住宅(定住促進住宅)に入居された場合、家賃を控除します。 1. 対象住宅 定住促進住宅 2. 要件 高校生以下の子どもを扶養していること 3. 助成内容 対象子ども1人につき、5,000円控除。ただし、10,000円を下回る家賃は無いものとする。</p>
錦江町	住宅	空き家バンク制度	<p>★ 錦江町に存する空き家の登録並びに、錦江町に定住することを目的とした空き家の利用を希望する者の登録及び希望者に対し、空き家の紹介を行う制度 ※空き家バンクを介して取得した住宅をリフォームする場合、対象工事費の20% 最高30万円を補助します。詳しくは町ホームページをご覧ください。 「錦江町ホームページ トップ→[空き家バンクバナー]」</p>
錦江町	住宅	住宅リフォーム促進事業	<p>★ 自己が居住する住宅を改修する場合、その経費の一部を助成します。 1. 対象者 町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に登録されている方 2. 要件 ①町税等の滞納がないこと ②自己所有し、現に居住している住宅であること ③工事経費が20万円以上の工事であること ④施工者は町内の業者であること 3. 助成内容 ①一般世帯 対象工事費の10% 最高15万円を補助 ②子育て世帯 対象工事費の20% 最高30万円を補助 (高校生以下の子どもが同居している世帯) ③高齢者等世帯 対象工事費の20% 最高30万円を補助 (65歳以上の高齢者又は4級以上の身体障害者手帳若しくは2級以上の精神保健福祉手帳の交付を受けている方が居住している世帯)</p>
錦江町	住宅	錦江町合併浄化槽設置整備事業	<p>★ 合併浄化処理槽を新たに設置する場合、費用の一部を補助金として交付します。なお、町内業者と町外業者では、補助金が異なります。 【補助人槽金額】 区分 町内業者の施工 町外業者の施工 5人槽 432,000円(532,000円) 382,000円(482,000円) 6~7人槽 514,000円(614,000円) 464,000円(564,000円) 8~10人槽 648,000円(748,000円) 598,000円(698,000円) ※() は、単独浄化槽を撤去して、合併処理浄化槽に入れ替える場合の補助金額</p>
錦江町	住宅	固定資産税減免制度	<p>★ 錦江町内の法人及び個人の建築業者と請負契約がなされ、新築された住宅について固定資産税を減免します。 1. 対象住宅 ①平成29年1月1日までに新築された住宅 ②錦江町内の法人及び個人の建築業者と請負契約がなされた新築住宅 2. 減免の期間 3年間 3. 助成内容 ①50平方メートル以上120平方メートル以下、地方税法の減額と合わせて全額減免 ②120平方メートル以上280平方メートル以下、地方税法の減額と合わせて120平方メートルまでの税額が</p>
南大隅町	住宅	定住促進住宅取得資金補助金	<p>★ 自ら居住し、10年以上住むことが条件で、住宅を新築・購入される方に対して最大100万円を補助します。(地域加算、家族構成加算、年齢特例加算もあります。) ア(新築・購入) ① 年齢要件 ・町内在住の70歳未満の方で新築または、中古住宅を購入する方 ・町外から転入し、10年以上居住することが確実な70歳未満の方で、新築又は中古住宅を購入する方 ② 補助金 ・町内業者による請け契約70%以上で建築費契約額の10%以内(上限100万円) ・町外業者による建築契約の10%以内(上限100万円の更に30%以内で上限30万円) ③加算金 ・地域加算 a. 辺塚校区:20万円、b. 島泊、大泊、竹之浦、郡校区:10万円、c. 城内、宮田、登尾、滑川、佐多、大中尾校区:5万円、④ 神山校区:なし ・家族構成加算 a. 世帯主を含み、配偶者及び三親等以内の同居扶養親族1人当たり5万円、 b. 高校生以下の子ども1人当たり10万円 ・年齢特例加算 町外から移住する40歳以下の申請人に50万円 イ(増築) ・補助金:三親等以内の扶養親族との同居が目的で、浄化槽設置費用を引いた1/2以内(上限25万円) ウ(改修) ・空き家の賃貸希望者が確実にいる場合、所有者に補助します。 ・補助金 ・町内業者:浄化槽設置費用を引いた 1/2以内(上限 25万円)・・・個人 ・町内業者:浄化槽設置費用を引いた 1/2以内(上限100万円)・・・地域団体</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南大隅町	住宅	移住・定住促進家賃補助金	★ 町内の賃貸住宅に居住する転入者に対し、毎月の契約家賃から住宅手当等を差し引いた額の2分の1以内、上限2万円/月を補助します。 (交付期間) ・補助金の交付期間は、入居した月から起算して1年間です。 ・1年を6月ごとの2期に区分し、2回に分けて交付します。
南大隅町	住宅	住み続ける住宅助成事業	★ 安心・安全に住み続けるため、住宅の改修経費について一部を助成します。 ・一般世帯:改修経費の15%以内 上限25万円 ・子育て世帯:改修経費の20%以内 上限30万円
南大隅町	住宅	空き家等環境整備事業	★ ・南大隅町空き家バンクに登録することを条件に、空き家等の家財道具等処分費用の全額または、一部を町が負担し、所有者の負担軽減と空き家の有効活用を図ります。 (対象経費の10/10 上限5万円)
南大隅町	住宅	合併浄化槽推進事業	★ ・合併浄化槽の設置費用に係る一部を助成します。 1 設置区分別の助成額 ①5人槽 332千円 ②7人槽 414千円 ③10人槽 548千円 ④単独浄化槽撤去 9万円 ⑤単独から合併浄化槽へ 加算 5万円 ⑥くみ取りから合併浄化槽へ 加算 10万円
南大隅町	住宅	移住・定住視察旅費補助金 (旅費支給)	★ ・真に移住・定住を希望する町外在住者が、町内宿泊施設を利用し、現状を自ら視察確認するための旅費の一部を助成します。(本町の視察に要した往復の交通費及び宿泊費) 1. 旅費助成金 ・・ 旅費経費の1/2 上限5万円を助成
南大隅町	住宅	空き家バンク	★ 「空き家バンク」とは、住宅の所有者管理者から住宅の空き室・空き家に関する情報提供を受け、移住・交流者向けの物件情報を公開するとともに、必要に応じて仲介支援を行うことで、移住・交流者や希望者の円滑な住宅確保を支援するものです。ただし、双方の必要な連絡調整は行いますが、空き家に関する条件等の交渉、契約については関与しません。
肝付町	住宅	住宅取得促進助成・住宅リフォーム支援事業	★ ■住宅取得促進助成 人口減少を抑制するとともに定住化を図り、活力あるまちづくりの推進と地域経済の活性化に資することを目的として、住宅を取得し定住する者に対して、助成金を交付します。 【実施年度】H29～31 ○町内における住宅取得 新築住宅又は建売住宅を取得した場合 20万円 中古住宅を取得した場合 10万円 ○上記に対する加算 転入 単身者・夫婦で転入した場合 10万円加算 単身者・夫婦以外に構成員がいる場合 20万円加算 子育て・新婚 同一世帯に高校生以下の子どもがいる場合 10万円加算(商品券) 婚姻から3年以内で、子どもがいない世帯 10万円加算(商品券) 施工業者 新築住宅の施工が町内業者である場合 10万円加算 ■住宅リフォーム支援事業 肝付町では、住宅の長寿命化、地域経済の活性化、雇用の創出を図るため、町民が町内業者を利用して、住宅のリフォームを行う場合に、予算の範囲内でその経費の一部を助成します。 助成対象要件 ・助成金交付の対象となる経費(消費税を含む)が20万円以上であること ・町内業者等が施工すること ・本事業の助成金交付決定を受ける前に、リフォーム工事に着手していないこと ・各年度7月1日から1月31日までの期間にリフォーム工事が終了すること
肝付町	住宅	空き家バンク制度	★ 空き家の有効活用を通して、定住促進による地域活性化を図るために、町が空き家の情報の提供を行います。 空き家を貸したい方に空き家の情報を登録していただき、空き家を借りたい方に空き家の情報を町のホームページや窓口で提供します。
肝付町	住宅	空き家バンク登録推進助成金	★ 空き家バンク制度への空き家の登録を促進、肝付町内にある使える空き家の「利活用を促し空き家の増加防止を図ることを目的として空き家バンクに登録した空き家の所有者に対して、助成金を交付し、移住者が住環境を選択する際に選択肢が増えるよう、空き家バンク制度の登録促進を図ります。 【実施年度】H29～31年度 ○登録する空き家に係る家屋に対して賦課された固定資産税額に相当する額とし、上限が5万円5千円以下であるときは、5千円を助成金の額とする。
肝付町	住宅	空き家成約助成金	★ 町内にある使える空き家の利活用を促し空き家の増加防止を図ることを目的として、空き家バンクに登録した空き家を移住希望者又は町内在住者が利活用し成約した場合において所有者に対して、助成金を交付します。 【実施年度】H29～31年度 ○助成金の額は5万円。
肝付町	住宅	空き家家財道具等処分補助金	★ 1. 対象者 空き家バンク登録物件の賃貸借契約又は売買契約が成立した所有者または入居者 2. 対象経費 上記物件の残存する家財道具等の処分・抛出に要する経費 3. 補助金額 対象経費の1/2(10万円上限) ※ この補助金は事前(処分等を行う前)に申請が必要となります。 ※ この補助金の運用期間は平成33年3月31日までとなります。
肝付町	住宅	移住・交流お試し居住事業	★ 1. 内容 移住希望者等が本町での生活を体験するための住宅滞在(高山・内之浦それぞれ1ヶ所) 2. 利用対象者 本町に移住を検討する者または地域間交流を目的とする者 3. 利用期間 利用を1日単位とし、利用開始日から起算して連続する15日以内 4. 利用金額 1,000円/泊(寝具はありません) ※ 利用を希望される方は、利用開始日の1週間前までに申込書を提出ください。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等																														
肝付町	住宅	お試し滞在助成金	<p>★ 1. 交付の条件 以下の条件すべてを満たす者に、助成金を交付します。 (1)肝付町外に住所を有する者 (2)観光、交流、移住のための住宅(仕事)探し、いずれかの目的で来町する者 (3)レンタカーを利用して、来町する者 (4)町内の宿泊施設(指定有)を利用する者</p> <p>2. 助成の条件・金額 レンタカー利用期間中に肝付町の宿泊施設(指定有)を利用すると、1泊あたり5,000円を助成する。 助成の上限を、1回の来町につき4泊(2万円)までとします。 ※ 助成金の運用期間は平成30年3月31までになります。</p>																														
肝付町	住宅	合併浄化槽補助金制度	<p>★ 町内全域において専用住宅に国庫補助指針に適合する小型合併処理浄化槽を設置する方に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。</p> <p>■町内業者で設置工事した場合</p> <table border="1"> <tr> <td>新築</td> <td>単独から転換</td> <td>汲みとりから転換</td> </tr> <tr> <td>5人槽</td> <td>332,000</td> <td>482,000</td> <td>382,000</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>414,000</td> <td>564,000</td> <td>464,000</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>548,000</td> <td>698,000</td> <td>598,000</td> </tr> </table> <p>■町外業者で設置工事した場合</p> <table border="1"> <tr> <td>新築</td> <td>単独から転換</td> <td>汲みとりから転換</td> </tr> <tr> <td>5人槽</td> <td>332,000</td> <td>432,000</td> <td>332,000</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>414,000</td> <td>514,000</td> <td>414,000</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>548,000</td> <td>648,000</td> <td>548,000</td> </tr> </table>	新築	単独から転換	汲みとりから転換	5人槽	332,000	482,000	382,000	6～7人槽	414,000	564,000	464,000	8～10人槽	548,000	698,000	598,000	新築	単独から転換	汲みとりから転換	5人槽	332,000	432,000	332,000	6～7人槽	414,000	514,000	414,000	8～10人槽	548,000	648,000	548,000
新築	単独から転換	汲みとりから転換																															
5人槽	332,000	482,000	382,000																														
6～7人槽	414,000	564,000	464,000																														
8～10人槽	548,000	698,000	598,000																														
新築	単独から転換	汲みとりから転換																															
5人槽	332,000	432,000	332,000																														
6～7人槽	414,000	514,000	414,000																														
8～10人槽	548,000	648,000	548,000																														
肝付町	住宅	エコキュート設置費補	<p>★ 省エネ・低CO2排出なライフスタイルを実践していただくために、台所やお風呂への給湯機のなかで特にエネルギー効率が高く環境にやさしい自然冷媒ヒートポンプ給湯機『エコキュート』を設置した方に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助しています。</p> <p>■対象者 ・町内に住所のある方 ・町税等の滞納がないこと</p> <p>■補助額 エコキュート1台の導入につき40,000円</p>																														
肝付町	住宅	住宅用太陽光発電設備の設置補助	<p>★ 地域の温暖化防止およびクリーンエネルギー導入の普及を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置した方に、その費用の一部を予算の範囲内で補助しています。</p> <p>■対象の設備 太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)に登録されている最大出力10kw未満のシステムで、国の住宅用太陽光発電導入支援対策費の対象となっていた太陽光発電システム</p> <p>■対象者 ・町内に住所のある方 ・町税等の滞納がないこと</p> <p>■補助金 1kwあたり35,000円(補助上限額140,000円)</p>																														
中種子町	住宅	空き家バンク制度	<p>★ 空き家の有効活用を通して、定住促進による地域活性化を図るために、町が空き家の情報の提供を行います。 空き家を貸したい方に空き家の情報を登録していただき、空き家を借りたい方に空き家の情報を町のホームページや窓口で提供します。 http://town.nakatane.kagoshima.jp/nakatane10/nakatane02.html</p>																														
中種子町	住宅	地域定住支援事業	<p>★ 市街地校区を除く指定地域(星原校区、納官校区、増田校区、油久校区、南界校区、岩岡校区)に住宅を新築、購入又は改修して定住する人に対して、助成金を助成します。</p> <p>1 指定地域 ・星原校区、納官校区、増田校区、油久校区、南界校区、岩岡校区</p> <p>2 要件等 ・満50歳以下の夫婦若しくは夫婦と子からなる世帯又は配偶者のいない満50歳以下の女子で現に満20歳に満たない者を扶養している母子家庭若しくはこれに準ずる父子家庭の世帯。 ・指定地域に5年以上継続して定住する意思のある者。 ・居住地の自治会に加入する者。 ・自ら居住することを目的として、指定地域に住宅建築、住宅購入、住宅改修を行おうとする者。</p> <p>3 助成内容 ・住宅建築…住宅建築費用が500万円以上、補助率10% ・住宅購入…住宅購入費用が200万円以上、補助率10% ・住宅改修…住宅回収費用が200万円以上、補助率20% ※ いずれも限度額は100万円 ※ 同一世帯内に義務教育終了前の者がいる場合は、1人につき10万円の加算金(限度額30万円とする)がある。</p>																														
中種子町	住宅	定住促進住宅整備事業	<p>★ I・Uターン者及び地域後継者に貸し付ける住宅として、町内建築業者等により概ね60㎡以上の空き家の改修を行った者に対し、補助金を交付する。</p> <p>1 補助を受けるための条件等 ・補助を受けた住宅を改修終了月から少なくとも3年間は、I・Uターン者及び地域後継者のために確保することを確約すること。 ・入居予定者が所有者等と2親等以内の血族・姻族でないこと。 ・貸家業を営む方でないこと。 ・対象となる改修費用が10万円以上であること。</p> <p>2 対象となる改修費用 ・家屋本体・畳・電気・水道・トイレ・ガス・風呂・流し台などの改修にかかった費用。ただし、器具類については補助対象となりません。</p> <p>3 補助内容 ・対象費用の3分の2で、30万円を限度とする。ただし、1千円未満の額については、切り捨てとする。</p>																														
南種子町	住宅	空き家バンク制度	<p>★ 空き家の情報提供を行います。 空き家の売買、賃貸を希望する空き家の所有者から申し込みを受けた情報を、南種子町への定住を希望する方に対して情報提供します。</p>																														

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南種子町	住宅	多目的交流施設【体験型】	★ 南種子町に移住を検討している方に対し、1泊3,240円で最長28日間宿泊できます。南種子町に移住を検討している者。
屋久島町	住宅	口永良部島定住促進住宅	★ 口永良部島における移住者の定住を促進するための公営住宅を設置しています。 ①家賃 月10,000円 ②使用期間 7年を限度とする。 ③入居資格 (1) 口永良部島に定住を希望し、島の活性化に意欲的に取り組むことができる者であること。 (2) 家賃等を支払う能力を有する者であること。 (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻の関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予定者を含む。)があること。 (4) 入居しようとする者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者
屋久島町	住宅	暮らし体験住宅	★ 屋久島での暮らしを体験するための住宅を設置しています。 ①家賃 月10,000円 ②試用期間 3ヶ月以上1年以内 ③入居条件 (1) 屋久島町外に住所を有する者であって、移住希望者であること。 (2) この条例に定める使用料等を支払う能力を有する者であること。 (3) 体験住宅の使用に関し、本町が行う施策に協力すること。 (4) 地域住民と円滑かつ積極的に交流をもてる者 (5) 移住希望者又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者
屋久島町	住宅	島内産材需要拡大対策事業	★ 屋久島で産出される木材を使用した木造住宅等を建築する大工・工務店等(緑のパートナー工務店)に対して補助を行っています。 屋久島で産出される木材を使用した木造住宅等について ○新築住宅の構造材に認証材を80%以上使用すると、認証材使用全量に対し15,000円/㎡の補助 ○増改築で5㎡以上使用に対し、15,000円/㎡の補助 但し、1件につき40万円を上限とする。
屋久島町	住宅	春田定住団地分譲	★ 定住環境の整備を目的として、屋久島町安房春田地区に住宅用地を造成し、購入される方を募集しています。
屋久島町	住宅	小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金	★ 町内全域において、建築物に小型合併処理浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。 ○専用住宅5人槽 514,000円 ○専用住宅6人槽から7人槽まで 591,000円 ○専用住宅8人槽から10人槽まで 746,000円 ○専用住宅11人槽以上 100,000円 ○専用住宅以外の建築物 100,000円 小型合併処理浄化槽の設置に伴い、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が生じた場合には、上記の補助金に9万円を上限として加算できます。
屋久島町	住宅	太陽熱温水器設置費補助金	★ 町内に住所を有する者又は町内に居住を予定する者のうち、自らの居住の用に供する町内の住宅等又は事業所に自然循環型太陽熱温水器又は強制循環型太陽熱利用システムを、本町に事業所を有する施行業者が直接設置した場合、補助を行う。 ○補助金額は、設置に係る経費の2分の1以内の額とし、6万円を限度とする。
大和村	住宅	新築住宅助成金	★ 床面積が50.0㎡以上の住宅を大和村内に新築した方に対し、100万円を助成します。 床面積50.0㎡以上の住宅を新築
宇検村	住宅	新築住宅助成金	★ 1住宅当たり新築費用の10パーセント以内、上限価格を100万円支給を支給します。 ・宇検村内に5年以上住所を有し、継続して居住すること。 ・Iターン、Uターン者
宇検村	住宅	中古住宅購入助成金	★ 1住宅当たり新築費用の10パーセント以内、上限価格を50万円支給を支給します。 ・宇検村内に5年以上住所を有し、継続して居住すること。 ・Iターン、Uターン者
宇検村	住宅	住宅改修費助成金	★ 1住宅当たり住宅改修費用の20パーセント以内、上限価格を30万円支給を支給します。 ・宇検村内に5年以上住所を有し、継続して居住すること。 ・Iターン、Uターン者
宇検村	住宅	村営住宅料助成金	★ 1世帯月額5千円助成 ・宇検村内に5年以上住所を有し、継続して居住すること。 ・Iターン、Uターン者 ・18歳以下の者と同居 ・支給期間は1年間
瀬戸内町	住宅	新築住宅助成金	★ 町外から定住の目的で、町内に住宅を新築された方へ、助成金を支給します。 1 対象者 町外から定住の目的で、町内に住宅を新築された方 2 助成額 上限200万
瀬戸内町	住宅	中古住宅購入助成金	★ 町外から定住の目的で、町内の中古住宅を購入された方へ、助成金を支給します。 1 対象者 町外から定住の目的で、町内中古住宅を購入された方 2 助成額 上限50万
瀬戸内町	住宅	住宅リフォーム等助成金	★ 町内業者を活用して住宅をリフォームされる方に助成金を支給します。 1 対象者 町内に住民登録し、居住かつ住宅を所有している方 (申請者が借家人でもOK) (借家人が申請する場合、所有者の承諾が必要です。) 2 助成額 50万以上の工事1件につき20万
瀬戸内町	住宅	移住体験住宅【体験型】	★ 瀬戸内町に移住を検討されている方へ、家電製品等概ね生活必需品が整備されている住宅を貸し出します。 ○利用期間・・・1週間～最長6ヶ月間 ○利用期間・・・50,000円/月、2,000円/日(住宅料・光熱費込)

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
瀬戸内町	住宅	空き家バンク	★ 町内の空き家をホームページに掲載し、利用を希望される方々へ紹介しています。町は物件利用希望者と不動産業者等の仲介をいたしますが、交渉・契約に関する仲介行為は行いません。
瀬戸内町	住宅	定住促進住宅	★ 町内の空き家を町が12年間借上げ、改修し移住希望者へ貸し出します。12年間の固定資産税は町が支払ます。入居には審査が必要となります。
瀬戸内町	住宅	合併処理浄化槽設置整備補助金制度	★ 生活排水による公共区域の水質汚濁を防止することを目的に、合併処理浄化槽を設置する際にかかる費用の一部を補助しています。 補助金額 5人槽 482千円(工事標準額837千円) 6~7人槽 564千円(工事標準額1,043千円) 8~10人槽 698千円(工事標準額1,375千円) 単独槽撤去費補助90千円・汲み取り便槽撤去費補助100千円
龍郷町	住宅	龍郷町空き家情報登録制度(空き家バンク)	★ 町内で「貸したい家」をお持ちの方、町内に「移住」を希望されている方向けのインターネットページです。写真付きで賃貸物件を紹介しています。(情報提供のみ) 空き家情報中に借りたい物件があった場合や、空き家情報待ちをしたい方は、龍郷町空き家利用希望者情報登録申込書と誓約書にご記入の上、役場企画観光課に提出してください。ファックスまたはメール添付で送られても結構です。 申込書と誓約書が提出されましたら、物件の詳細情報と家主さんの連絡先をお知らせいたします。
龍郷町	住宅	合併処理浄化槽設置補助	★ 龍郷町では浄化槽の設置からその後の維持管理までを町が主体となって行う「市町村設置型」制度を行っています。浄化槽本体を設置するために必要な工事費用の個人負担は約1割です。ただし、この工事負担金のほかに宅内や宅外の配管工事等が必要になりますが、これらの費用については全額個人負担になります。
龍郷町	住宅	荒波校区活性化対策賃貸住宅家賃補助金	★ 龍郷町の中でも人口減少と高齢化が著しい東シナ海側に位置する荒波校区の児童生徒の減少への対策の一つとして、小中学生の児童生徒を持つ世帯で、校区外からの転入者に対して、月額上限3万円の家賃補助を行っています。 【補助対象者】 1.同一世帯に小学生及び中学生の子供がいる者 2.荒波地区内に住所を移し、かつ、居住する者 3.前住所地及び龍郷町に納付納入すべき税及び使用料等を滞納していない者
喜界町	住宅	浄化槽設置補助	★ 合併浄化槽設置の助成(下水道対象外の地域)
徳之島町	住宅	定住促進住宅	★ 定住促進及び地域の活性化を図るため、町北部の金見集落で民間の物件を町が借り上げ改修し「定住促進住宅」として移住希望者に転貸しています。期間は2年未満。 (1) 集落の活性化の担い手となる者 (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 (3) 住所を本町に有し、又は入居後、本町に移すことが確実であること。 (4) 入居有資格者及び同居親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。 (5) 居住地の町税及び使用料を滞納していないこと。 ※群島外より移住希望の方、若しくは群島外より本町に移住して一年未満の方であること。
徳之島町	住宅	合併浄化槽設置の助成	★ 合併処理浄化槽設置者に対して補助金を支給。
徳之島町	住宅	公共下水道への接続工事費の補助制度	★ 公共下水道への加入促進を図るため接続工事費の補助制度。
徳之島町	住宅	民間住宅リフォーム助成	★ 町内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォームを行う場合に、その費用の一部を助成。
天城町	住宅	浄化槽設置補助	★ 天城町全域において専用住宅に小型合併浄化槽を設置するものに対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 ○5人槽 332千円 ○6~7人槽 414千円 ○8~10人槽 548千円 なお、単独浄化槽から合併浄化槽への取り替え費用については、撤去費90千円を補助しさらに、単独浄化槽及び汲み取りから合併浄化槽への取り替えの場合は、100千円を上乗せ補助(町単独補助)
伊仙町	住宅	空き家バンク制度	★ 鹿児島県宅建協会と大学との業務提携のうえ、町内にある空き家のあっせんを行っております。 伊仙町公式ホームページ http://www.town.isen.kagoshima.jp/
伊仙町	住宅	お試し居住	★ 一戸建てゲストハウス「あむとぅ」にて1泊6000円で滞在できる(詳細はNPO法人伊仙1.1 0997-86-3131まで) その他農家民泊が町内に2件あります。詳細は伊仙町役場経済課まで。(0997-86-3111)
伊仙町	住宅	浄化槽投資補助	★ 生活排水による公共水域を防止するため、合併浄化槽設置に関する費用の一部を補助する制度です。 【対象者】 ・主に居住の用に供する建物又は、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物で事業活動に伴って生じる汚濁水を排出しない建物をいう。 【助成額】 ・5人槽→332,000円まで。 ・6~7人槽→414,000円まで。 ・8~10人槽→548,000円まで。 ・単独浄化槽撤去90,000円

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【住宅】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
和泊町	住宅	和泊町定住促進住宅(しま暮らし体験住宅) 【体験型】	★ 和泊町では、Uターン者向けに、まずは、短期滞在を進めており、1年未満滞在できる「和泊町定住促進住宅」を3戸設置しています。 <家賃> 月額2万円 <敷金> 家賃2月分に相当する金額 <入居期間> 1年未満 <入居要件> ・和泊町に永く居住する意思をもって町外から転入しようとする者であること。 ・自ら居住するための住宅を必要とする者若しくは自ら居住するための住宅を必要とする者のうち現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「同居親族」という。)がある者であること。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))でないこと。 ・同居親族が暴力団員でないこと。 ・税を滞納していないこと。
和泊町	住宅	空き家バンク	★ 賃貸・売却を希望する空き家等の所有者から、対象物件の情報を基に町が物件を登録し、和泊町で住宅等をお探しの方に情報を提供するための制度です。 条件や対象はありません。
和泊町	住宅	和泊町定住促進住宅用地の貸付及び譲渡	★ 和泊町定住促進住宅用地は、定住促進や地域活性化のため、また、町有地の有効活用という視点で、遊休町有地を住宅用地として定住希望者に一定期間貸し付け、その貸付期間の経過後、借受者に土地を無償譲渡等するものです。 【貸付期間及び譲渡】 定住促進住宅用地の貸付期間は15年とし、この期間が経過した後、借受人に無償で譲渡することとします。 【貸付対象者】 定住促進住宅用地に永住することを前提として、町外から和泊町に住所を移すことができる者又は過去10年以内に和泊町に転入し居住した者 年間所得が120万円以上ある者 賃貸借契約締結の日から3年以内に居住用の住宅の建築に着手することが確約できる者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者 前各号に規定するもののほか、町長が必要と認める基準に該当する者
知名町	住宅	「空き家バンク」空き家等情報登録事業	★ 賃貸・売却を希望する空き家等の所有者から、対象物件の情報を基に町が物件を登録し、知名町で住宅等をお探しの方に情報を提供するための制度です。 条件や対象はありません。
知名町	住宅	知名町空き家利活用事業(定住促進住宅)	★ 知名町に永く居住する意思をもって町外から転入される方を対象に「定住促進住宅」を7戸設置しています。 <家賃> 1年目、月額5千円/2年目、月額2万円/3年目、月額3万円 <預託金> 2万円 <入居期間> 3年未満 <入居要件> ・知名町に永く居住する意思をもって町外から転入しようとする者であること。 ・自ら居住するための住宅を必要とする者若しくは自ら居住するための住宅を必要とする者のうち現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「同居親族」という。)がある者であること。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))でないこと。 ・同居親族が暴力団員でないこと。 ・申込時において住所を有する市町村の税等を滞納していないこと。
与論町	住宅	合併浄化槽設置費用の補助	★ 合併処理浄化槽設置者に対して予算の範囲内において補助金を支給。 町に対し、事前の申込が必要。